

平成 27 年 網走市議会
総 務 経 済 委 員 会 会 議 録
平成 27 年 12 月 10 日（木曜日）

○日時 平成27年12月10日 午前10時05分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第 1 号 平成27年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第 2 号 平成27年度網走市市有財産整備特別会計補正予算
3. 議案第 3 号 平成27年度網走市国民健康保険特別会計補正予算
4. 議案第 4 号 平成27年度網走市公共下水道特別会計補正予算
5. 議案第 5 号 平成27年度網走市介護保険特別会計補正予算
6. 議案第 6 号 平成27年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算中、所管分
7. 議案第 7 号 網走市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例制定について
8. 議案第 8 号 議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
9. 議案第 9 号 網走市税条例の一部を改正する条例制定について
10. 議案第10号 網走市都市計画税条例の一部と改正する条例制定について
11. 議案第12号 網走市営牧野条例の一部を改正する条例制定について
12. 議案第13号 市道の路線認定及び廃止について
13. 請願第 7 号 安保関連法（戦争法）の強行採決に厳しく抗議し、廃止を求める意見書の提出を求める請願
14. 陳情第 4 号 安保関連法案の廃案を求める意見書提出の陳情
15. 陳情第 9 号 T P P大筋合意の撤回を求め

る意見書提出に係る陳情

16. 陳情第10号 沖縄の米軍普天間飛行場代替施設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書の採択を求める陳情

17. その他
(1)2016 あばしりの冬季イベントについて
(2)その他

○出席委員（8名）

委 員 長	渡 部 眞 美
副 委 員 長	井 戸 達 也
委 員	川原田 英 世
	工 藤 英 治
	佐々木 玲 子
	田 島 央 一
	立 崎 聡 一
	松 浦 敏 司

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

議 長	山 田 庫司郎
-----	---------

○傍聴議員（5名）

小田部 照
金 兵 智 則
永 本 浩 子
平 賀 貴 幸
古 都 宣 裕

○説明者

副 市 長	川 田 昌 弘
企画総務部長	岩 永 雅 浩
経 済 部 長	今 野 哲 男
観 光 部 長	田 口 桂
水産港湾部長	河 野 宣 昭
建 設 部 長	石 川 裕 将
企画調整課長	高 井 秀 利
総 務 課 長	大 島 昌 之

職員課長	小松 広典
財政課長	秋葉 孝博
税務課長	児玉 卓巳
商工労働課長	田口 徹
農政課長	川合 正人
観光課長	伊倉 直樹
観光部参事	二宮 直輝
水産漁港課長	脇本 美三
港湾課長	清杉 利明
建築課長	小原 功
土木管理課長	高橋 勉

○事務局職員

事務局長	鈴木 直人
次長	永倉 一之
主査	小林 久一
総務議事係長	岩尾 弘敏

午前10時05分開会

○渡部眞美委員長 おはようございます。

ただいまより総務経済委員会を開催いたします。

本日の委員会は議案12件、請願1件、陳情3件の合計16件について審査をいたします。

なお、議案第1号でございますが、まず企画調整課所管分から建築課所管分まで順次説明を受けて、その都度皆さんに質疑を受けたいと思っております。

そこまでの議案について審査をしていきます。

その後、理事者を入れ替えて残った所管事項について審査をいたしますので御承知おき願いたいと思います。

それでは議案第1号平成27年度網走市一般会計補正予算中当委員会所管分についての総務費、まちづくり推進事業「おいしいまち網走」PR事業についてと首都圏あばしりPR事業について、ふるさと寄附基金積立金の3件について一括して説明を求めます。

○高井秀利企画調整課長 平成27年度一般会計企画振興費及び財政調整基金費補正予算、「おいしいまち網走」PR事業及びふるさと寄附基金積立金について御説明申し上げます。

議案資料5ページをごらん願います。

補正の理由並びに内容についてであります、平成27年7月1日より市外在住者からのふるさと寄附に対し、シティーセールスの一環として、市の魅力

を伝える特産品を贈呈する取り組みを開始したところ、当初予算を大幅に超える寄附金を受領し、第3回定例会にて、定期の追加補正をいたしました、今後も補正額の予算額を超える寄附金を受領する見込みでありますことから、さらに経費の追加補正をお願いするものです。

追加補正する内容といたしましては、事業に係る業務手数料として6,480万円、ふるさと寄附基金積立金として5,520万円、合計1億2,000万円を計上するものです。補正額の①歳出予算は記載のとおりです。財源内訳は全額寄附金1億2,000万円となっております。②歳入予算の科目及び補正額につきましては記載のとおりであります。

続きまして、平成27年度一般会計企画振興費補正予算、首都圏あばしりPR事業について御説明申し上げます。

議案資料6ページをごらん願います。

補正の理由並びに内容についてであります、国の緊急経済対策に伴い創設されました地域住民生活等緊急支援のための交付金の上乗せ交付分を活用いたしまして、首都圏において網走のシティーセールスを行うため経費の追加補正をするものです。

具体的には、総合戦略に盛り込みましたおいしいまち網走のPRといった施策を推進するため、網走市と連携協定を結んでいる東京農大、日体大の沿線であり、東急田園都市線及び東横線の社内媒体を1月上旬から下旬までの約1カ月間、それぞれ1編成ごと貸し切り、首都圏でシティーセールスを実施するための広告作成料及び掲載料を追加補正するものです。補正額の①歳出予算は記載のとおりであります。財源内訳は国庫補助金670万円、一般財源170万円となっております。②歳入予算の科目及び補正額につきましては記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。

○渡部眞美委員長 質疑ございますか。

○川原田英世委員 まず、「おいしいまち網走」PR事業についてお伺いしたいと思いますが、追加に次ぐ追加。かなり好調だということであれしいかぎりですが、締め切りというのはいつになるのかなと思ひまして、お伺いしたいと思ひます。

○高井秀利企画調整課長 平成27年分の締め切りということでしょうか。

平成27年分の締め切りにつきましては12月末まで受付しますので、その12月末までの受付分を平成28年度の住民税等から控除していただく作業を行いま

す。寄附の受付自体は特に限度を設けておりませんので、平成28年3月まで受付はいたします。

○川原田英世委員 わかりました。

中身についてですけれども、50%が寄附金、50%は還元するというか、差額がこれまでも通してそうですが、今回だと960万円。これはそのままそっくり事務にかかる手数料ということで把握してよろしかったでしょうか。

○高井秀利企画調整課長 いただいた寄附の半分プラス消費税が委託会社に支払うお金でありまして、そこからいろいろな寄附をいただいた方に発送するような経費等を差し引かせていただいたものを寄附基金として積み立てるということになっております。

○川原田英世委員 ありがとうございます。

あともう1点、ポイント制になっているかと思うのですが、端数が出てポイントが中途半端に余ってしまった場合はどのようにされるのかお伺いしたいのですが。

○高井秀利企画調整課長 ただいまポイントが500ポイントとかという端数がつくポイントの商品もあるのですが、ポイントの有効期限が今2年間になっておりますので、選べない方につきましては、さらに翌年等の寄附で上乗せいただいて違うものを選ぶとか、あとは委託している会社のほうに少額なポイントの商品を提供できないかというお願いをしております、市内業者のほうにも委託業者からあたっただけにしている状況であります。なかなか小さい金額というのが出てこない状況ではあります。

○川原田英世委員 確かに500ポイントとかという端数になってきってしまうと送料だけで終わってしまうということもあって、なかなか難しいのではないかと思います。そうなったときに、2年後の期日を越えてしまったポイントに関してはどうされるのかお伺いします。

○高井秀利企画調整課長 委託会社との契約内容によりますけれども、今のところ一応期限が迫るころには各寄附者の方にきちんと通知をして、ポイントが無駄にならないようにというお願いはしておりますけれども、最終的に使われなかったポイントにつきましては、そのまま委託会社のほうに入ってしまうという状況になります。

○川原田英世委員 そのまま委託会社のほうに入ること、どのくらいのものになるのかという想像はつかないのですが、商品もそれなりに切りの

いいところできれいに消費されるように整えられて、またこれから細かい商品ももし出せるなら問題もないと思うのですけれども、巨額と言ったらいいいのか、かなりの金額が余ってしまうような場合が見込まれた場合には、何かしら対応が必要なのかなと考えるのですが、その辺どうお考えなのかなと思うのですけれども。

○高井秀利企画調整課長 今、低額で提供できる絵はがき等を作成できないかというのをお願いはしているのですけれども、基本的にはポイントとして寄附をいただいた方にお渡ししているので、使うことに関しては寄附者の裁量に任されているというふうに判断しております。

ただ、まるっきり委託会社のほうに入るとするのは、確かに寄附者の方の不利益を被むることになってしまいますので、そこはきちんとポイントを使っただけのように促すということを委託業者のほうにもお願いしたいと思っております。

○川原田英世委員 ありがとうございます。

2年間あってもポイントを持っていたとしても、1回使って残っていても忘れてしまいましたということがあられると思うのです。そしてそのまま期日越えてしまって、どうなったのかなというのはあると思うので、メール等ででも経費かからない範囲で構いませんが「あなたの残っているポイントはこれだけありますよ、使ってください」だとか「そのポイントの中でこういったものと交換できるように新しくなっていますよ」だとかそういった取り組みをしていただいて、利用されている方にもしっかりと、ポイントはまちに還元されていくものですから、まちの企業に還元されていくものですから、しっかりと使い切っていただくというか、有効活用していただけるように促していただきたいなと思います。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 全国的にもこういったふるさと寄附というのは盛んに行われていて、どこでも成功しているわけではないと思うのですけれど、しかし相当の自治体でこのふるさと寄附金というのが好調だというふうにも報道もされているところです。

1つには、網走もそうなのでしょうけれども、あえて何うのですけれども、ふるさと寄附基金によってどのような商品があって、特に網走であれば水産加工品などが多いと思うのですが、その辺での特徴的なことがあれば伺いたいと思います。

○高井秀利企画調整課長 12月9日の時点ですけれ

ども、今網走市内で提供いただいている事業者の方が18事業者、商品としては68商品を用意しております。

今のところポイントを使っていただく傾向といたしましては、68%が水産加工品ということになっておりまして、その中でもいま1番人気があるのが新巻鮭の姿の切り身ということになっております。

○松浦敏司委員 わかりました。

相当人気が高いということで、こういう不景気の状態の中で水産加工業者の方でも大変喜んでいるという点では、非常にいい取り組みだというふうに思います。9月にも補正して今回もということで、そういう意味では予想をはるかに上回るという点では、いわばヒットしたのだらうなというふうにも思いますので、今後とも取り組んでほしいということで終わります。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○田島央一委員 首都圏あばしりPR事業について伺いたいと思います。

東横線の選定理由を先ほど少し触れていましたが、もう一度、確認ですがお話しいただければと思います。

○高井秀利企画調整課長 選定した理由でありますけれども、網走と連携協定を提携しております東京農業大学の世田谷キャンパスがあるということと、日本体育大学のキャンパスがあるということで、その沿線ということで選ばせていただきました。

その当然、学校関係者の方も見られることがあると思いますが、車内広告の中にその学校の広告もできれば載せたいなというふうに考えておりますので、そういう意味もあってこの線を選ばせていただきました。

○田島央一委員 理由は承知したのですが、首都圏に住んでいると、東京農大という小田急線のほうが利用頻度が高いというふうな認識ですが、小田急線だと東京農大だと世田谷キャンパスと、厚木のほうに厚木のキャンパスも東京農大にはありまして、小田急線だとその両方をカバーできるかなというふうな認識ではいたのですが、日体大のほうは東横線の桜新町の駅だと思うのですが、間を取ってということなのかなと思ったのですが、東京農大のほうが薄くならないかなというふうに、私は認識したのですが。

○高井秀利企画調整課長 全てカバーできればいいのですが、走っている電車がどこを走るかと

いうのもありまして、田園都市線であれば、相互乗り入れで東京メトロ等も走っておりますので、その波及効果が大きいかなというふうに判断してこちらの線を選ばせていただいたという状況になります。

○田島央一委員 波及効果ということを考えると、小田急線も神奈川県の方から入ってきているので波及効果はそちらでもあるのかなというふうに認識していました。

○岩永雅浩企画総務部長 田島委員おっしゃるように、どこの電鉄会社を選択するかというのはあるというふうに思うのですが、小田急線で行くと日体大のほうになかなかというところがありますので、そういう面で行くと東急電鉄の沿線では用賀駅が東京農大の最寄りの駅の1つということもありました。それから日体大につきましては、今、特別支援学校の改正準備をしていますけれども、認可申請が来年の4月以降ということで、それまでは積極的なPRができないという事情があり、なかなか生徒募集に支障があるのではないかなという配慮もあって日体大のほうの支援というのも少し配慮したという点についてもあるかなというふうに思います。

○田島央一委員 沿線の選定の理由は承知しましたが、的を絞ったということであれば説明のときに日体大なのだと、そこを強調したほうがいいのかと思いました。

広告の出し方ですけど、手法をもう少し説明していただければと思います。

○高井秀利企画調整課長 今、想定をしておりますのが電車内の中張り広告、窓上のポスター、それとドアの横にあるポスター、ドアの上等にあるビジョンで、動画が流せるビジョン、その全てを貸し切ろうというふうに考えております。

○田島央一委員 これは走っている車両の中で一車両だけそうになっているのか、それとも車両全体がそういうPRをしている車両がずっと走っている状態なのかな伺いたいと思います。

○高井秀利企画調整課長 田島委員おっしゃるとおり、一編成を全てということでありますので、田園都市線でいきますと電車が10輦で一編成になるので、10輦全てにうちの広告を載せるということと、東横線でいけば一編成8輦、8輦全てに広告を載せるということを想定しております。

○田島央一委員 ラッピングだとか、そういったことには特段支出はしないということでよろしいでしょうか。

○高井秀利企画調整課長 田島委員おっしゃるとおり、ラッピングについて今回はそこまでの経費が捻出できなかったのも車内のみということにさせていただきたいと思っております。

○田島央一委員 ちなみに動画というのをこの中の広告で作成されると思うのですが、こういったシティセールスなので、網走をセールスしていくので、こういったものをつくっていくのか、細かい話どういう映像を流すのかという、細かい話はできないかもしれませんが、コンセプトみたいなものはあるのですか。

○高井秀利企画調整課長 広告を始めるのが1月上旬と期間が限られているので、既存の観光用のPR動画などを編集させていただいて動画を作成したいというふうに考えております。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次、海区漁業調整委員会委員補欠選挙費の補正について説明を求めます。

○山本規与思選管事務局長 平成27年度一般会計、海区漁業調整委員会委員補欠選挙費の補正予算について御説明申し上げます。

議案資料7ページをごらん願います。

海区漁業調整委員会委員補欠選挙費につきましては、本年8月27日執行の網走海区漁業調整委員会委員補欠選挙が無投票となりましたことから、不要となりました選挙経費146万6,000円を減額し、補正後の額を7万1,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、続きまして労働費のU・Iターン推進事業の補正について説明を求めます。

○田口徹商工労働課長 平成27年度一般会計労働総務費補正予算U・Iターン就職推進事業について説明いたします。

議案資料1号の8ページをごらんください。

補正の理由及び内容ですが、国の緊急経済対策に伴い創設されました、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、U・Iターンを推進するため市内企業のU・Iターン者向けの求人情報をインターネットで発信するため次の経費を追加補正します。

経費等につきましては、求人情報の収集及びホームページ作成の委託料で、金額は80万円を補正する

もので、委託先は網走商工会議所を予定しているものです。

具体的には商工会議所会員にU・Iターン者向けの受け入れ等につきましてアンケート調査を実施しまして、その結果、受け入れ希望がある企業等について会社情報などをホームページで情報提供するものでございます。

補正額ですが、財源内訳は国庫補助金が60万円でそのほかは一般財源となっております。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○川原田英世委員 商工会議所に委託ということですが、ホームページの作成はわかるのですが、どこにアップされる予定なのでしょうか。

○田口徹商工労働課長 ホームページは商工会議所のホームページでアップしたものを市のホームページでリンクしまして、市の移住のページでそれを見られるような形をとりたい。その移住のページはポータルサイトのような形になるようなことを考えております。

○川原田英世委員 市の移住ページ。それ以外の活用は考えていないのでしょうか。

例えば、国のU・Iターンのサイトがありますが、そういったところにアップをお願いしていくというような取り組みは考えていないのかお伺いします。

○田口徹商工労働課長 今のところ、ほかについては検討していない状況ですけれども、そのページはハローワークとも連携しまして、ハローワークのページとはリンクを張ることで協議しているところでございます。

○川原田英世委員 やはり人目につかないとせっかく作っても何の意味もないですし、求める側とマッチした情報を提供できるということでU・Iターンを進めていただきたいなと思いますので、できるだけ多くの関連したところにリンクが張られるということが大切なかと思ひますし、U・Iターンということになれば雇用情報ですので、大学等のホームページにも積極的にお願いしていくというのは1つの大きな手段になってくるのではないかなと考えています。地元の東京農業大学のキャンパスのホームページもそうですし、東京の日体大、先ほど沿線ということもありましたが、そういった関連性のある大学のほうにもアプローチしていったほうがいいかなと思います。がどのようにお考えでしょうか。

○田口徹商工労働課長 いろいろ検討してみたいと思います。

○川原田英世委員 ぜひ御検討お願いしたいと思います。

それともう1つ、商工会議所が求人情報を各企業にも「ないですか」と求めていくような形になると思うのですが、商工会議所に委託ですので、手法は商工会議所になると思うのですけれども、一括して文書のような形でお送りするような形なのか、それとも情報員が回って「どうですか。こういう雇用ありませんか」と聞いていくのか、要は受け答えがあって「こういった雇用はないですか」といくのか、それともこちらから「ないですか」と郵送するだけで一方的な情報提供をお願いするのか。どうも一方的に郵送で来て、なかなかU・Iターンで「求人ありませんか」と返ってくることはほとんどないのではないかと。これまでの経過はどういうデータになっているかわかりませんが、かなり厳しいと思って見ていたのですけれども、その辺どういうふうにするのか、今見えている部分ありましたら教えていただきたいと思うのですが。

○田口徹商工労働課長 今回のアンケート調査につきましては郵送を検討しているところでございます。

今、委員がおっしゃったとおり、確かに郵送では返ってくる数も少ないことも想定されるのですけれども、商工会議所のほうもやる気になっておりまして、やるからにはある程度数を乗せたいというふうに考えておりまして、いろいろな部分で情報周知していくと言っておりますので、そこは商工会議所にお任せしていきたいというふうに考えております。

○川原田英世委員 ぜひとも商工会議所と協力して多数の求人を内外に発信できるようにしていただきたいと思います。よろしくおねがいします。

○渡部眞美委員長 他に。

○田島央一委員 私もこの件で確認したいのですが、作成委託までですけれども、今後の更新のことというのはホームページの更新もセットになっているのでしょうか。

○田口徹商工労働課長 更新につきましては基本的に年度が変わってくるので、ここでセットということではございませんが、基本的に件数にもよるのですけれども、商工会議所が主体で更新していくことを検討しております。

○田島央一委員 今回は、この事業委託するにあたって特段この期間やってくださいなど、例えば2年間の事業ですとか、そういう取り決めはないということでしょうか。

渡してしまったらそのままということでしょうか。

○田口徹商工労働課長 市の事業ですから単年度事業になりますので、この事業は来年の3月までに終わらせたいというふうに考えておりますが、当然この事業はこれから活用していくこととなりますし、更新漏れというのが1番怖い部分でございますので、その辺は商工会議所と連携をとりながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○田島央一委員 あともう1点確認ですが、U・Iターンの移住者を対象ということなので、中途採用というような位置づけだと思うのですけれども、そういう認識でいいでしょうか。

先ほど大学生に対して、大学に対してもアプローチということもあったのですが、大学生だとまた就職の際のリクナビやマイナビなどの登録するポータルサイトがあるので、そういったところに登録していくほうが効果的だと思うので、それとは全く別ものだという認識でいるのですけれども、それでいいのかどうか確認をお願いします。

○田口徹商工労働課長 基本的には技術者など技能を持っている人を、地域の企業が求めるということを考えておりますので、新卒ではない人を対象としております。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ次のほうに移ります。

水産業総務費のうち活魚水槽整備事業補助金の補正予算について説明を求めます。

○脇本美三水産漁港課長 議案資料1号の9ページをごらんいただきたいと思います。

平成27年度一般会計補正予算、水産業総務費活魚水槽整備事業補助金について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。網走漁業協同組合が実施いたします多用途型の活魚水槽の整備事業に対しまして、北海道の地域づくり総合交付金が交付される見込みとなりましたことから、市を通じて補助しようとするものでございます。

補正額でございますが、歳出予算では補助金540万円を追加するものでございます。歳入予算では、北海道の地域づくり総合交付金540万円を追加する

ものでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 活魚水槽ということですが、イメージがよくわからないので、もう少し具体的に水槽というのはどのようなものなのか伺いたいと思います。

○脇本美三水産漁港課長 具体的にどのような水槽かということですが、規格ですけれども、幅が約3メートル、それから長さがおおよそ9メートル、深さが90センチ程度の水槽でございまして、金属製の枠にシート状のものをに入れて、プールといいますか、そのような状態にして水槽しております。

多用途型というのは、この1つの水槽を全体で3基今回整備をしているわけですが、それぞれ仕切りで水槽を分けができて、複数の魚種を扱えるようなそういう水槽を整備したという内容になっております。

○松浦敏司委員 その辺はイメージがわきましたが、この活魚水槽を置くことによってその活魚がどんな形に利用されていくのか。そこに置きっぱなしなのか、中には車で活魚を運ぶということもあるのですが、その辺の活用方法がわかりません。

○脇本美三水産漁港課長 水産物の流通のあり方というのは様々あるかと思うのですが、基本的には活魚のまま出荷をして、そのことによって販路なり、ブランド化の推進につながるのかなという認識でいます。

○松浦敏司委員 そうすると、この水槽は移動するものなのか、それとも固定したままで出荷する直前までそこにあって、そして何らかの形で生きたまま出荷されるようになるのか、その辺がちょっとわかりません。

○脇本美三水産漁港課長 この水槽を活用する主要な魚種で言いますと、タコですとかホッキが中心になるというふうに聞いていますけれども、買い受け人の方が受け取りに来るまでの間、生きた状態でその後買い受け人の方々がどのような形で出荷するのかということはありますが、可能な限り生きた状態で調理がされるまで、そういう状態であるというのが大きな目的だというふうに聞いています。

○松浦敏司委員 わかりました。

それによって一定の付加価値も上がったりするのでしょうかから、これについては了承いたしました。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして観光振興費、ひがし北海道空港連携海外観光客誘致事業についてと、同じく観光振興費、秋の旬まつりクーポン付宿泊商品造成事業について、同じく観光振興費、宿泊バスツアー商品造成事業、3件について一括して説明を求めます。

○二宮直輝観光部参事 平成27年度網走市一般会計観光振興費補正でございまして。

議案資料10ページをごらんください。

初めに、ひがし北海道空港連携海外観光客誘致事業について、国の緊急経済対策に伴い創設された地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した事業の歳入・歳出予算の補正について御説明をさせていただきます。

まず補正の理由及び内容でございまして、道東3市、網走・釧路・帯広が連携をして、ひがし北海道の空港、女満別・釧路・帯広を利用する海外観光客、対象は台湾でございまして、の誘致を図るため、経費を追加補正するものでございます。

台湾につきましては、北海道で最もシェアの高い、3割以上を占める、3人に1人の外国人観光客が台湾人と、こういった環境でございまして。そういったターゲットで誘致を図るものでございます。

経費の内訳でございまして、海外プロモーションにかかわる旅費が65万7,000円、連携して取り組む海外プロモーションと海外旅行会社への招聘などの連携事業にかかる代表団体、釧路市でございまして、負担金が234万3,000円、合わせて300万円でございます。

以上のように、この事業につきましては空港を軸にひがし北海道を網羅的に紹介するプロモーションの通路を作成する。それから台湾の旅行会社に対する往訪した商談会、セールスコール等海外プロモーションを実施し、商品造成に向けたプロモーション等によってアプローチした旅行会社を当該地へ招聘をし誘致促進を図るものでございます。

補正額でございまして、歳出予算で300万円の追加、歳入予算で国庫補助金、緊急支援交付金でございますが、300万円の追加でございます。

次に、11ページをごらんください。

秋の旬まつりクーポン付宿泊商品造成事業でございます。

補正の理由・内容でございまして、閑散期、下期10月から1月の宿泊誘客施策として、国の緊急経済対策に伴う交付金を活用して実施している市内宿泊

施設や飲食店で利用可能なクーポン券、1人3,000円付の宿泊プランの造成を支援する事業について、想定を上回る需要があることから、市単独事業として引き続き実施することで販売促進を行い、宿泊客拡大を図るため、経費を追加補正するものでございます。

内訳は、クーポン付宿泊商品造成にかかわる助成金でございますが、本事業は助成金の支払いも含め観光協会に業務を委託しておりますことから、委託料310万円でございます。

次に、補正額でございますが、歳出で310万円の追加となります。

なお、本事業につきまして国の緊急経済補正予算にあわせ、平成26年度補正予算で追加した1,700万円を平成27年度に全額繰り越しで実施している事業であり、これを合わせた全体事業費は2,010万円となります。

続きまして、12ページをごらんください。

宿泊バス商品造成事業でございます。

理由と内容でございますが、さきの事業と同様に、閑散期宿泊誘客施策として交付金を活用し実施している市内宿泊や有料観光施設の利用など、一定の条件を満たしたバスツアーの造成を支援。一人当たり3,000円でございますが、貸し切りバス代金の高騰によるツアーの減少等の改善を図るための事業について、こちらも想定を上回る需要があることから、市単独事業として引き続き事業を実施し誘客拡大を図るため、経費を追加補正するものでございます。内訳は、バスツアーの造成にかかわる助成金でございますが、さきの事業と同様、観光協会に業務委託をしておりますことから委託料960万円でございます。

補正額は歳出で960万円の追加となります。

なお本事業につきましても、国の補正予算に合わせ平成26年度補正予算で追加した950万円を全額繰り越しで実施している事業で、これを合わせた全体事業費は、1,910万円となります。

以上で説明を終わります。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○田島央一委員 ひがし北海道空港連携海外観光客誘致事業のことで1点確認ですが、今回代表団体が釧路市ということで、事務局は釧路市が担うのでこれだけ負担金を払うという認識でよろしいですか。

○二宮直輝観光部参事 代表団体を釧路市ということでございますが、総事業費でございますが、合

せて900万円、3市合わせて900万円でございますので、1市300万円ずつの負担ということでございます。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○川原田英世委員 同じく、空港連携について質問させていただきたいのですが、台湾に絞ってということで、台湾が一番今北海道に目を向いているところですが、私は逆に台湾が一番観光客として3割を越えて来ているのであれば、台湾に対しての誘致ではなく、ほかの国に対してすべきだということに普通に考えてしまうのですけれども、そういう状況のなかで、なぜ台湾を選んだのか、今の説明では理解できなかったものですからもう少し説明いただければと思います。

○二宮直輝観光部参事 今回の誘客の対象マーケットを台湾にしたことでございますけれども、こちらの連携については、空港を軸とした誘致・誘客促進事業でございます。

この3市の空港といいますと、釧路、それから帯広、女満別空港ということでございますが、こちらの空港に対して、まず台湾の航空会社の定期便が釧路空港と帯広空港に入っていた実績がございます。それからそれぞれの釧路圏、それから十勝圏、それからこのオホーツク圏いずれも台湾マーケットについて大きな比重を占めている。もちろんシェアとしては1番でございますが、そうした環境下にあると。それから現在の新千歳空港を中心とする外国人観光客の入り込み状況、これは御承知のとおりでございますが、西高東低と言われている道央、道南に集中しております。これは、やはり新千歳空港を中心とした航空便が入り込みの中心になっておりますので、そうした環境を今の台湾のお客様の動向、いずれにしても道央圏、道南圏への周遊型がクローズアップされていると。この環境を一方ではチャーター便もしくは定期便の就航実績と併せて、一番チャンスがあるというところで3市のニーズが一致したということでございます。

○川原田英世委員 はい、ありがとうございます。

チャーター便を運行されるのはすごく大きな経済効果があるのだなと思っておりますが、健康な利活用ももちろん大切であると考えていますが、この想定をするときに、1つのデータのとり方として今、LCCだとかそのようなものがかなり普及して、例えば台湾と関西国際空港、もしくは成田空港を5,000円ぐらいで結んでしまうような便がすごく今

ふえてきています。

それはアジア全部そうだと思うのですが、そういったところで、一度入ってどこかを經由してから北海道に来る方が多いのか。もしかしたら、直で来る方がメインなのか。その辺の把握というものはされているのでしょうか。

○二宮直輝観光部参事 来道の外国人観光客への動態ということでございますけれども、道観光局の調査にもございますが、直接航空便を利用して新千歳もしくは旭川もしくは函館、こういった定期便就航の空港経由で入ってくる外国人観光客、それからトータルですと直接国際線を就航する空港以外を含めた外国人観光客の来道観光客数という数字も押さえておりますので、今、委員から御指摘のあったダイレクトに北海道に入られるお客様、それから東京もしくは大阪などそういった地域を經由して北海道に入られるお客様。一定のボリューム、一定の数字については道観光局の調査等との押さえさせていただいております。

いずれにしても圧倒的に、直接国際線の就航する空港を經由して入っていらっしゃる外国人の観光客のほうが多いということは申し上げるまでもないと思っています。

○川原田英世委員 国内のマーケットもよく注意しなくてはいけないと考えております。

近年飛行機の小型化等での輸送。人の輸送以外の部分でもかなり支障をきたしているという声をよく聞きます。

特に、網走の高付加価値をつけた水産品も、結局トラック便であれば関東関西に回しても、先ほど活魚の話もありましたけれども、結局はそういうなかなかうまく届けることができない。

これまでは飛行機で大量に輸送できたものが、小型化によってそれができなくなってきたという側面もあります。となると、直でチャーター便を生かしていくのがいいのか、それともどこかを經由してそこから飛ばしてくるほうがいいのか、お客さんにとってみれば経由したほうが価格は安いと思うのです。

そこもしっかりとしたデータを取らなければいけないと思いますが、そういったところも含めて国内の輸送というものも目にしっかりとビジョンを持って、もちろん直接の誘致と同時に、經由してくることで得られるメリットというものも、その輸送の部分では大きくあると思いますので、特に冬の間減

便されてしまうだとか、そういった状況は非常に地域にとって痛いと思いますので、そういった観点から見ると、何も直で全てをということ、それだけが答えではないと思いますので、視野を広げて調査も含めてお願いしたいなと思います。

以上です。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 秋の旬まつりクーポン券ですが、想定を上回るということのお話でした。

そこで伺いますが、当初どの程度想定して、そして今回どの程度の想定に基づいて、この金額310万円が出てきたのか、その辺伺いたいと思います。

○二宮直輝観光部参事 秋の旬まつりクーポン付宿泊商品造成事業の当初の想定、予算の考え方、今回の追加補正の考え方について御説明をさせていただきます。

当初の下期で実施をさせていただいております、旬まつりクーポン付宿泊商品造成事業でございますけれども、想定数値としては約4,700名を想定し、掛ける3,000円という数字になっております。

こちらにつきましては、対象期間10月から1月でございますけれども、網走の主たる宿泊施設、基本的には旅行会社等の販売チャンネルを持ち、それからインターネット等の販売チャンネルを持っている施設を中心に、宿泊実績想定をすると、昨年実績で約4万7,000名と、こちらの実績に対して10%のアップを目標にということで4,700名を測定し、予算化をし、販売促進プロモーションをさせていただきたいというところでございます。

その中で4,700名の想定値の中で、旅行会社経由で販売をする想定を約2,500名、それから直販、お宿・ホテルで直売する、それぞれの宿泊施設の自社ホームページ等も含めてでございますが、直販・直売をする想定を2,200名というような想定の組み立てでございました。

このうち、旅行会社は2,500名を想定しておりましたが、この2,500名について対象にしますと、前段に御説明をさせていただきました、想定を上回る状況、2,500名を超えて現在リクエストがあるというところで、需要要請に応えるというところでございます。

一方、応える理由ということでございますが、主に湖畔地区、4ホテルございますが、そちらの宿泊数の動きを見ますと、6月、7月につきましては大きく前年を割った数字でございます。

こちらは先ほども御説明したバスツアー商品造成事業にもかかわるところでございますが、かなりそうしたバスツアー、あるいは現在の道央を中心とした入り込みの勢い、こちらに追いついていないということが顕著になっております。

8月、9月につきましては、8月は合宿等の底支えもあり、9月は全道規模の大会、もしくはシルバーウィークあるいはマラソンと、こうした特需もございまして、ある程度の数字をたたいておりましたが、前段に申し上げているとおり6月、7月と、かなり前年を割った厳しい数字になっております。

その一方、この施策が入りました10月、11月を見ますと、湖畔地区の4ホテルに絞りますと、10月が前年比120%約2,800名の前年よりプラスと。それから11月については117%約1,200名の前年に対してプラスというような実績になっております。

こうした実績と勢いを踏まえますと、この勢いを失速させず、12月、1月と続けて流氷観光シーズンに持っていきたいと、こういうことで追加補正をお願いしているところでございます。

○松浦敏司委員 宿泊バスツアーともリンクしているので、よくその辺のお話はわかりました。

主に、宿泊10月、11月、それからこれからの宿泊する人たち、外国人も含めてどのような想定をしているのでしょうか。

○二宮直輝観光部参事 こちらの旬まつりクーポン付宿泊プランの事業の追加補正。それから宿泊バス商品造成事業の追加補正でございますけれども、対象といたしましては、極めてスピード感のある商品。旅行業界の中では、製販一体商品というふうに呼んでおりますけれども、商品の造成、企画、それから予約、それから販売を一元化した商品。

例えば、新聞媒体の広告を使って、短期に商品のPRをし、予約をし、販売するとそういった商品。ウェブ系のインターネットを通したウェブ系の極めて即効性の高い商品を想定しております。

これまでの10月、11月の消費も、市にはそうした商品がこうした大きな実績としての効果をもたらしていると考えています。

○田口桂観光部長 補足させていただきます。

今、参事のほうから説明のあったほか、今オファ一の多いところというのはどこかと申しますと、各社、今言ったようなメディアを活用したような即効性のある商品を造成している大手の国内の旅行会社があるのですけれども、その中でもやはりオファ一

が多いのは関東圏です。関東圏のほかに、中部圏からの旅行の造成に係るオファ一も結構多いので、かなりプロモーション等一生懸命春からやっておりますので、全国、中部、四国、それから九州からもそれぞれオファ一をいただいておりますが、やはり圧倒的に多いのは関東圏のエリアを対象とした商品のオファ一が非常に多くなっている状況でございます。

○松浦敏司委員 わかりました。これから10月から1月ということでありますから、当然台湾や中国の人たちも来るのだらうなというふうには思うのですが、その辺で外国人の観光客の状況というのはどのように見込んでいるのでしょうか。

○二宮直輝観光部参事 外国人の観光客の動向でございますけれども、北海道全般もいろいろと新聞報道もでございますけれども、外国人観光客の記録更新をし続けている状況ということでございます。

当地網走におきましても、上期4月～9月でございますが、外国人の観光客の宿泊客数でございますけれども、124%ということで伸びが約3,000名の伸びということでございます。

続く10月、11月につきましても、同様の伸びを示しておりますので、こちらにつきましても期待もできるというふうに考えております。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○田島央一委員 今の秋の旬まつりクーポン付商品造成事業のことで確認ですが、旅行会社経由ということなので、旅行会社を何社ぐらい使われているのでしょうか。

○二宮直輝観光部参事 こちらの施策の参加旅行会社でございますけれども、これまでの参加状況でございますが、秋の旬まつりクーポン付宿泊商品造成事業でございますけれども、こちらは8社12事業所、それから宿泊バス商品造成事業でございますが、6社15事業所になっております。

○田島央一委員 今、閑散期でちょうどその対策の途中ということで、非常に効果的だということも承知しました。

国の事業の対策があったのでそこに乗っかってやっていったらこれだけ効果的だったということであれば、今後この市の単独予算で、国の予算がなくてもこれは事業化したほうがいいという考えも今後出てくると思うのですけれども、それに対しての検討とかということは今観光部内で何かありますか。

○田口桂観光部長 この事業の効果につきまして

は、今、参事のほうから御説明申し上げました。いろいろこういう施策を立てれば食いつくというものではなく、過去にもやった実績もありますけれども、それが100%即効性があるかといったら、なかなかそうはなっていないという実態もございます。

今回これが明らかに効果が出ているという背景には、私ども網走市の単独事業だけを売ったわけではなく、ここは先ほどもあったのですが、釧路エリア、直接的には釧路市の施策についても同じような施策があり、また、国の交付金を活用した北海道の中にもそのバスに対する支援というのもありました。でありますことから、下期の商品を売る上期のプロモーションにおきましては、網走・釧路が連動して、それらの施策を全部合わせたらこうなるよというようなプロモーションの仕方をしているということも、非常に釧路・網走のラインの商品をつくればかなり効果があるのだというアピールをかなりしてまいりました。そういったことから、同じように釧路においても効果があったというふうにお聞きしております。でありますことから、来年度の事業につきましても、今、いろいろな協議をして、まだ確定はしていませんが、今おっしゃられたように効果があるということもある。一方で、財源が必要だということもありますので、ここは積極的にいろいろな話し合いもしながら、新年度に向けて検討していかなければいけないなと。今回で終わりということで終わるのではなく、やるかやらないかも含めてですけれども、十分まだ12月、1月の今回のこの事業も含めてその結果を検証しながら取り進めていきたいなというふうに考えております。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○川原田英世委員 今のクーポン付の件ですが、今の御説明を聞いていて疑問に思ったところがあります。

道としてもあり、釧路でもあり、網走でもある。

そしてそれが結果としては利用されて観光につながっているという側面でとらえるのか、偶然網走に来たい人が来ると言って、こんな付加価値を付けたものがあったので利用しようと思ったのか。これがあから来ようと思ったのか。来ると決めていてこれがあってラッキー、使ってしまうのかな、というところがすごく大事なことだと私は思います。

それは、これから継続していくかどうかの判断をする一番の材料はそこにあると思いますので、そこをまずこれまでの段階で情報収集等されているのか

お伺いしたいと思います。

○田口桂観光部長 先ほど二宮参事のほうからも御説明いたしましたけれども、特にバスの施策というのが大きく響いているというところもあります。

それで先ほど御説明申しましたが、バスの施策につきましては、実質的な影響が出たのは制度が昨年度から始まっているのですけれども、その実質的な効果というか、バスの料金の見直し、高くなったというところの旅行商品に対する影響が出始めるのがことしの上期から、そのバスの影響が出始めたわけです。それで先ほど参事のほうから御説明しましたが、それが6月、7月のものにてきめんにあられて、前年を割れるという実績があったわけです。

その上で、10月、11月にも、例えば自然体で行っていれば、それはそのままもしかしたら続く、これは結果なのでわからないですけれども、この施策がなければもしかしたら前年割れの状況になっていたかもわからないと。これは結果だからわからない。一方、この施策を打ったという部分で、現在宿でいうと、施設間のばらつきはありますけれども最大120%。これは4ホテルだけではなくて、入所施設、例えば監獄博物館においても、10月については105%ですが、11月については123%の伸びを示しております。

また、流氷館につきましては、当然リニューアルの効果がございますので、その影響というのはたくさん伸びていかなければいけないのですけれども、10月については対前年比150%、超閑散期になります11月は257%、約2.6倍の売り込みを得ています。12月につきましても、先ほど現場に確認しましたが、昨日までの伸びが350%の伸びを示しております。このように、各施設等に対するインパクトもリニューアル効果も当然ありますけれども、このバス施策も相まってそのような伸びになっているというふうに考えておりますので、この施策についてはかなり影響効果があったと、あるのだというふうに私どもは認識しております。

○川原田英世委員 実際に観光施設にそういうふうに11月に網走監獄が125%ということ踏まえると、観光に来る層というのがしっかりと明確にあったのかなと思います。

途中8月、9月の部分は合宿等が実際にどのくらいの伸びがあったのかと思って、もう少し情報を精査しないとしっかりとした答えは出てこないのかなと思います。

一定数の効果はあったのだらうなというふうに認識をします。

そこが本当に、このクーポンがあったからなのかどうかというところはもう少しこれからの動向も踏まえて見ていく必要があるのかなと私は思っています。

別の質問になってしまうのですが、市内宿泊施設旬まつりクーポンのほうで宿泊施設や飲食店などで利用可能ということですが、これまでのところで飲食店と宿泊施設の利用割合というのは大体把握はされていますでしょうか。

○二宮直輝観光部参事 詳しい実績数値ということまではまだ集計中ということもございますので、事業が進行中ということもございますので、正確な数字は押さえてございませんけれども、ある程度市内の宿泊市街地の宿泊施設にお泊りのお客様については比較的市街地の飲食店で利用があり、一方で湖畔地区のホテル・お宿での利用については、お宿での消費が多いというふうに聞いています。

○川原田英世委員 宿泊地と飲食店が網走はやはり離れているということもあり、飲食への利用につながるのかなというのが見えなかったものですから質問させていただいたのですが、網走に宿泊された方が網走で夜も飲食に出かけたりだとか、いろいろ使っていただけるようなそういう助成になるという部分も重要だと思いますので、今後どのくらい利用されたかも見ていただきたいと思います。

私のほうからは以上です。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ次に行きます。

建築総務費省エネ住宅新築促進事業についてと空き家バンク事業についての補正について説明を求めます。

○小原功建築課長 それでは補正予算の建築課所管分について御説明いたします。

議案資料の13ページをごらん願います。

省エネ住宅新築促進事業の追加補正について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、省エネ住宅の普及促進を目的としております省エネ住宅新築促進事業につきましては当初510万円を見込んでおりましたが、今後もさらに申し込みが予想されることから、240万円を増額し、補正後の額を750万円とするものでございます。

続きまして、議案資料の14ページをごらん願います。

新規事業となります空き家バンク事業の追加補正について御説明いたします。

国の緊急経済対策に伴い創設された地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、空き家の実態調査を行う経費を追加補正するものでございます。

補正の額は330万円で、財源内訳は国庫補助金270万円、一般財源60万円でございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 省エネ住宅新築促進事業であります。当初の想定を上回るということは結構なことだというふうに思いますが、幾つかのタイプがあったというふうに思うのですが、今回この240万円の想定はどのようなタイプのものをどの程度想定しているのか伺います。

○小原功建築課長 今回追加しています240万円の内訳でございますが、4タイプのうちの北方型エコ住宅こちらが50万円ですが、こちらは1件。次に、長期優良住宅の30万円タイプ、こちらが1件。次に、省エネ基準適合住宅が20万円の8件となっております。

現時点で40万円の北方型住宅については、市内業者に聞き取りをしたところ、このような設計は今始めていないということを聞いておりますので、今回の補正については見送りをさせていただいております。

○松浦敏司委員 これは既にそういう申し込みがあってということですので、活用されるということで十分に景気が回復していない中でこのように利用されるのは非常に結構なことだというふうに思います。

次に、空き家バンクの関係で伺いたいのですが、一般的に空き家バンクというイメージがよくわからないと。新聞やテレビなどでも若干報道はされているのですが、今回とりあえずは実態調査をするということで330万円ということですが、どのような実態調査をして、そしてこの空き家バンクというものはどのように登録されるのかわかりませんが、それがどういうふうに把握し、今後どのようになっているのか、その辺がよくわからないので伺いたいと思います。

○小原功建築課長 今回の空き家実態調査につきましては、これから市内の測量会社に委託して、2人

1組なりで個別に回ってもらって、写真等含めての報告をいただこうと考えております。

次、空き家バンクについてですけれども、こちらにつきましては簡単に言いますと、空き家を売りたいまたは貸したいという方が空き家バンクの持っている機関に登録をしていただき、その空き家バンクの機関が広く全国に周知を情報提供すると、それを見て、その物件を気になった方がその空き家バンクを通して買いたいとかそういったことを申し込み、その後は仲介業者が入るのが一般的なものですから、その業者を含めてお互いそれぞれ登録した方と買いたい・借りたいという方が直接交渉するというような制度になっております。

今回、私どもが4月から運用を始めたいと考えている空き家バンクですけれども、北海道が4月から「北海道空き家情報バンク」として運営をしていくということで、こちらについては昨日も振興局のほうで管内市町村を集めて、いろいろな不具合はないかということの意見の聴取などもあったのですけれども、こちらの制度がまとも次第、北海道が空き家情報バンクで一元化をして情報を集めたいということですので、私どももそちらのほうに情報をあげて協力していきたいということで考えております。ただ、その北海道の空き家バンクにつきましては、ホームページ等で直接北海道へ申し込むことになっているものですから、空き家を持っている方、持家の方は高齢者が多いものですから、直接市の窓口へ来ていただくとかそういったことで登録票の記入のお手伝いなり、市を通して登録をするなどをそういった窓口の役割をしたいと考えております。

○松浦敏司委員 空き家の調査ということですが、相当空き家というのは市内各所にあるということだと思うのです。どのくらいの期間、年度内にはつきりさせないと話が進まないと思うのですけれども、多分今の課長の説明だと一定程度使える見込みがあるものといえますか、そういうものが対象となるのだろうというふうに思うのですが、その辺を確認したいと思います。

○小原功建築課長 空き家の調査の期間につきましては、年度内ということですので、1月中旬から3月の中ぐらいのおおよそ2カ月ぐらいになるかと思っております。

件数でいくと、市内においては戸建が中心になりますので、1,000件くらいかなと。それと郊外地区については250件くらいあるのかなということで事前

の把握はしております。

それと、全国的にですけれどもパーセンテージですが、空き家のうちの使えるものというのは大体20%から30%ぐらいなのかなということで聞いておりますので、200件、300件ぐらいはまだそういったことで持っているだけで、どうしようかと悩んでいらっしゃる方については、傷まないうちに早期にそういう空き家バンクの機関などを通じて処分という形を考えてみてはということで周知をしていきたいと考えております。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、ここで理事者の入れかえをいたしますが、何かありますかほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩をいたします。

午前11時20分休憩

午前11時28分再開

○渡部眞美委員長 再開いたします。

それでは議案第1号中残っております財政課、港湾課、職員課所管事項について説明を受けて順次質疑審査を行っていきます。

なお職員課所管の人件費関係についてでございますが、議案第1号と議案第3号から議案第6号について関連しておりますので、3号から6号もあわせて説明を求めて、質疑に入っていきたいと思っておりますので御承知をお願いしたいと思います。

それでは、消防費 消防組合費負担金の補正について説明を求めます。

○秋葉孝博財政課長 平成27年度一般会計消防費、消防組合負担金の補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案資料15ページをごらん願います。

1. 補正の理由及び内容でございますが、網走地区消防組合の予算中、当市分の負担金の補正となります。歳出予算でございますが、人件費では早期退職者による退職手当の増額などにより397万6,000円の増、物件費では職員の中途採用に伴う研修費及び備品整備のほか、車両の修繕などにより581万7,000円の増。施設整備費では、はしご自動車のオーバーホール費用の確定に伴い117万5,000円の減となり、歳出予算では合わせて861万8,000円の増となるものでございます。

一方、歳入予算でございますが、繰越金では前年度負担金の精算として915万3,000円の追加。

諸収入等では、損害保険金の収入など145万3,000円の追加となり、歳入予算では合わせて1,060万6,000円の追加となるものでございます。

2. 補正額でございますが、歳入歳出を合わせまして補正額は198万8,000円を減額し、補正後の額を6億8,048万8,000円とするものでございます。

説明は以上です。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それでは次、港湾施設災害復旧事業の補正について2件ございますのであわせて説明を求めます。

○清杉利明港湾課長 続きまして議案資料1号の16ページをごらんください。

平成27年度一般会計、港湾施設災害復旧費補正予算港湾施設災害復旧事業について御説明いたします。

まず、補正の理由及び内容でございますが、平成27年10月25日から26日にかけて発生しました、低気圧に伴う暴風と高波により被災した帽子岩防潮堤及び北防波堤の災害復旧事業に要する経費6,100万円を追加するものでございます。

気象概要及び網走地方の気象データにつきましては資料17ページ下段のとおりでございます。

被災箇所につきましては、資料18ページ上段の網走港該当箇所図のとおりでございますが、被災状況につきましては北防波堤が2カ所となっております。資料18ページの写真1と19ページの写真2のとおり上部工であります橋壁が転倒及び防出しております。なお、北防波堤につきましては、補助災害にて上部工を行う予定でございます。さらに帽子岩防潮堤につきましては被害箇所が1箇所となっております。資料19ページの写真3のとおり上部工であります橋壁が沈下し、隙間ができています。帽子岩防潮堤につきましては単独災害にて上部工を行う予定でございます。

補正額でございますが、歳出につきましては補助災害復旧事業で4,100万円。

単独災害復旧事業で2,000万円を追加するものでございます。

歳入につきましては議案資料に記載のとおりでございます。

なお、年度内に事業の完了が見込めないことから事業費の全部を翌年度へ繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 相当大変な、さまざまところで被害が出たということで、やむを得ない状況だというふうには思うのですが、これまでもやはり北防波堤では災害があったりもして、そのときも以前指摘をしたこともあるのですが、やはりこの規模の低気圧というのが最近多いということで、災害復旧ですから現状に戻すということでしょうけれども、今後のことを考えたときに、今回こういう点ではやむを得ないのかもしれませんが、もうちょっとこの台風並みの低気圧に耐えられるような構造にしなければならない状況にきているのかなというふうには私思っているのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○清杉利明港湾課長 この災害復旧事業では現状また原形に復旧する事業ということでございますけれども、改良を伴って設計上、風ですとか波の高さですとかそういうものの設計を変更してということは考えられなくはないのですが、そうすると全ての防波堤に及ぶ中で設計推計をしまして、費用も膨大になるということもございますし、今現在においては設計上は古い段階での設計でございますけれども、ある一定程度の暴風等については耐えられるものというふうに考えておりますので、現段階におきましては、かさ上げ等の改良をするという考えはございません。

○松浦敏司委員 それはそれで理解をせざるを得ないのですが、やはりここ数年、あまりにも規模の大きいものが続いているということで、そういう意味では国ともしっかり相談しながらそういった方向もしていかないと、毎年このような規模の復旧というふうになると市の財政も大変な中で、そうとう厳しいと。今回、国のお金は3,200万ということですから、そういう意味では相当市の負担になるという点で、ぜひその辺は国との協議を進めていただきたいと思いますがいかがですか。

○清杉利明港湾課長 特に、防波堤等につきましては老朽化が進んでいるということもございますけれども、この辺は状況等も踏まえながら改良が必要な時点におきましては改良事業として行っていくということも考えられますので、その辺については状況等見据えてから考えていきたいというふうに考えております。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので次に、職員課所管分の人件費関係について議案第1号のうち一般会計と併せまして、議案第3号から議案第6号までの説明を求めます。

○小松広典職員課長 人件費の補正概要について御説明申し上げます。

議案資料20ページをごらん願います。

人件費補正につきましては、各会計にわたっておりますが、ここでは一般会計と特別会計を合わせた総額で御説明申し上げます。

人件費補正総額は4,910万8,000円の減額でございます。

内訳としましては、全て一般職で①共済費は1,328万2,000円の減額で、主な要因は共済費の負担金率変更や共済費算定基準が標準報酬制となったことでございます。②支給事由変更等による部分につきましては、3,582万6,000円の減額で、主な要因は中途退職者の退職手当の増額、職員の退職等による減額でございます。

人件費の補正概要は以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りをいたします。

議案第1号につきまして平成27年度網走市一般会計補正予算中当委員会所管分について全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたします。

続きまして、今説明のごございました議案第3号平成27年度網走市国民健康保険特別会計補正予算について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたします。

議案第4号平成27年度網走市公共下水道特別会計補正予算について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように報告いたします。

議案第5号平成27年度網走市介護保険特別会計補正予算について、全会一致をもちまして原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたします。

議案第6号平成27年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算中、当委員会所管分におきまして、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第2号平成27年度網走市市有財産整備特別会計補正予算について、説明を求めます。

○秋葉孝博財政課長 平成27年度市有財産整備特別会計財産取得関係費の補正予算につきまして、御説明申し上げます。

議案資料21ページをごらん願います。

1. 補正の理由及び内容でございますが、南5条東1丁目8番1外5筆の地権者から市による買い取りを希望する旨の申し出がございました。

当該土地につきましては、金市館ビル跡地との一体的な利用により、中心市街地の活性化が図られることから、土地を取得するため追加補正をしようとするものでございます。

1枚めくっていただき、22ページの3. 土地の所在地及びその下、4. 位置図を併せてごらん願います。

当該土地は記載のとおり、全6筆。種別は宅地。地積の合計は1,226.52平方メートル、坪にいたしまして約371坪でございまして、位置図のとおり金市館ビル跡地に近接しております。

前のページに戻っていただきまして、21ページの2. 補正額でございますが、当該土地の購入費いたしまして、3,800万円を追加しようとするもので、1平方メートル当たりの単価は3万1,000円。坪当たりの単価では約10万2,000円でございます。

財源につきましては、現在当初予算を上回る土地の売り払い収入がございますので、これを財源にしようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○川原田英世委員 跡地との一体的な利用によりということですが、何か決まったということで理解してよろしいでしょうか。

○秋葉孝博財政課長 現在、金市館ビル跡地につきましては、中央商店街組合のほうでその利活用について検討をしている最中でございます。

皆さんも御承知のとおり、駐車場につきましては過去金市館、ラルズと一体的な利活用になって駐車場として使われている用地でございます。

現在、中央商店街組合のほうからこうした事に利用するといったことは、まだ市のほうに対して報告はない状況ですので、そういう状況下におきましても、駐車場の問題という事が避けられないというふうに考えておりますので、今回購入を決定したという次第でございます。

○川原田英世委員 となるとこの駐車場、今も現状駐車場ですが、これを購入して今金市館ビルの跡地は振興組合のものですよね。一体的な利用ということであれば、いずれは振興組合に売却をするということで理解してよろしいでしょうか。

○秋葉孝博財政課長 まずは金市館ビル跡地の利活用と含めまして、今回市で購入しようとするこの駐車場用地も購入する旨を中央商店街組合に打診をいたしまして、利活用として再度この駐車場用地も含めまして検討いただいた後に、そこが収益性を保てる施設であれば、将来的に事業主体はどこかということは今後検討の課題かと思いますが、売却もあり得ますが、採算性が取れないということであれば、市のほうで補充して貸付るなり、そうしたことにしましては今後、まずは利用形態がどうなるかというところで検討してまいりたいと考えております。

○川原田英世委員 この前、プランA・プランBではないですが、こういうことを検討していますよというものが新聞に載ってしまして、1つのプランは今の跡地をそのまま使うというプラン、もう1つは今この購入検討しているほうにも、5条通りに屋根をつけるようなプランが載っていて、いろいろなやり方を検討されている段階だなとは思ったのですが、その状況で一体的な利用と果たして言えるのかなというのが非常に疑問に私は感じているところであります。

現状のところからいきますが、現状駐車場として既に利用されていますよね。駐車場で利用されて、両方とも駐車場として利用されていますが、今の利用者のことはどうなるという、今の利用のままいくのか、購入されることによって、何か違う利用になるのか。

○秋葉孝博財政課長 契約につきましては、補正予算の議決をいただいた後に、今の現在の所有者の方とさらに詳細を詰めていくことになります。

現状、私のほうで押さえている情報といたしまし

ては、ばんえい競馬の場外馬券場としての駐車場、それと中央商店街組合に貸しているという状況です。

これから契約ですから、現在の所有者の方といろいろ交渉しなくてはいけないのですが、今のところ6カ月程度は契約、市のほうで買った後ですけれども、6カ月程度はそのままお貸ししてほしいという要望が今の所有者のほうから聞いております。

これにつきましては契約の際の条件でありますので、今後詰めてまいりたいと思います。

今、お話のあった一体的な利用ですけれども、今出ているプラン1・プラン2というのは土地の購入に関して組み入れて検討したものではありませんので、契約のほうを今後、市のほうから中央商店街組合に購入する旨打診をしまして、再度利用検討をさらに精査していただくというふうに考えております。

○川原田英世委員 それでは今回この取得した土地等含めて、もう一度この条件では、じゃあ、どういったプランが練れるのか検討するということと理解させていただいたのですが、次の22ページのほうに位置図というふうになっていますが、金市館ビル跡地の直裏そのままという形ではないですね。数字で見ると、7と8の2という部分が抜けているというふうになっているのですが、今ここの駐車場になっていると思うのですけれども、そういった部分も今後、市として購入していくようなことになるのか。一体的だということであれば、そういうふうになるのかなと私は考えていたのですが、どういった検討状況なのか。

○秋葉孝博財政課長 本件につきましては、まず現在の土地の所有者の方から市のほうで買い取りをしていただけないかという申し出があったということでございます。

現在の所有者が今回表示しております、この地番ということになりますので、当然7番、8番2という土地は別の所有者の方です。

今回この届け出が、今後の手続ですけれども、公有地の促進に関する法律がございまして、これに関連しまして地権者の方があくまでも市に申し出があったということになりますので、今のところ7番、8番2につきまして購入する予定はございません。

○川原田英世委員 購入する予定がなくて、今の示された土地だけだと、どうも一体的な利用できるのかなというふうに、地図上見ると直結している部分

が少ないのかなと。また、メイン通りから隣接している角地のところがポコンと抜けているということで、一体的にはあり得ないように感じてしまうのですが、この条件で振興組合がもう一度検討してくださいという話にどうも私のほうでは結びつきが弱いと感じるのですけれどもいかがお考えでしょうか。

○秋葉孝博財政課長 今回、土地の所有者から申し出があったということで、7番それから8番の2の土地の所有者に対して市のほうから売っていただきたいという交渉を今後は全く予定しているわけではございません。

もともとこの7番と8番2につきましてはガソリンスタンドが過去にあった土地で、この今購入しようとする土地は一体的に駐車場として使われていた土地でございます。

いずれにいたしましても、金市館ビル跡地にどういう絵を描くかというのは、今後のお話ですが、いずれにしても駐車場の問題というのは避けられないというふうに考えておまして、当該土地につきましては現在区画線で約70台前後、かなり狭い線ですので、少なくとも50台程度の駐車はできるものというふうに考えております。

そうした面で、それだけの駐車場を確保するということは中心市街地の活性化、今後の検討によりますけれども、十分寄与するものというふうに考えております。

○川原田英世委員 あくまでも駐車場として検討されているのだなということを説明のほうで理解させていただいたのですが、その向いにも解体作業をしているビルもあります。まわり一体を見ると金市館ビル跡地がボンと空いて、その裏の駐車場もスパッと空いています。そしてその隣も更地になるということで、あたり一帯がスポッと抜けていくことになると思うのですけれども、駐車場として考えていると。そして今50台から70台、エリアを考えれば停められることになると。ただその跡地を利用してこうと考える、一体的と考えるのであれば、全然足りないのではないかと。駐車場として考えるなら、どういうビジョンを描くかも見えていないので何とも言えないのですけれども、周辺の解体予定地のビル、この7番と8番の2の部分も含めてですけれども、先ほど地番でいう南5東1の今解体している部分の土地等が空いた付近の土地に関しても取得を考えるのかということをお聞かせいただきたいのですが。

○秋葉孝博財政課長 今回、地権者の方から市に買い取りをしてほしい旨の申し出があった。

これに応じて土地を買おうとするものでございます。

市といたしましては、この一辺を買い上げて何か新しい事業という考えは今現在持ち合わせておりませんので、金市館ビル跡地の利活用、これを考える上でプラスになるという判断をして購入しようとするものであります。

○川原田英世委員 その一體的な利用という申し出があったことに對し、受けたとしか思えなくて、一體的な利用がここに入ってくる理由が全くわからないのです、まだ私には。

そういうところで質問させていただいたのですけれども、ビジョンも何も見えてないで一體的な利用が土地を購入することでなるという認識でいいのでしょうか。

○川田昌弘副市長 地権者から申し入れを受けて、私が地権者といろいろ話し合いをしたのですが、市に買ってほしいという話があり、もし市が買わないのであれば民間との引き合いでいきますということで、地権者も市の事業、市がやろうとしている中心市街地の活性化のためにお手伝いができるのであれば、私としても協力したいという申し出がありました。

しかし、市がいらないというのであれば、それは民で売買する引き合いもあるということで、そういうお話があったので、私どもとしては今金市館ビルを商店街が中心となって、市民も巻き込んで、今議論をしていく中で、この土地は果たして必要なのか、あるのかと考えたときに、そこは従前から金市館の駐車場として利用している部分もあり、そういう利活用もされているわけですから、そこはやはり取得して、民間で売買されて所有者が変わると後でここが必要だったというふうな時にこれは買い戻すとなるとすごい労力も金銭的な部分も必要でないかという、いろいろ総合的に判断して、ここはやはりそういうふうな申し出があるのであれば市として決断しよう、買い取りを決断しようということで、今地権者にはそういうような方向でいきたいという申し出をしているところであります。

ですから、これは市が使い道がまだ決まっていないのに、その決断をするかしないかというのは非常に我々も迷ったのですが、ここがまたさらにその所有者が変わっていくという事態は避けたかったという

のが実態でもあります。

○川原田英世委員 わかりました。

そういう申し出があったときにこの機会を使ってしっかりというところだと思うのですが、この6カ月後までも今の土地の貸し出ししている部分は利用されることで、収入はあるということで理解してよろしいのでしょうか。

○秋葉孝博財政課長 契約の時期ですが、今のところ1月末を目指して契約をしたいと考えております。この中で現在の土地の所有者の方、さまざまな条件があると思います。そういうものを踏まえて整理をしていくことになります。実際今、幾らで貸しているかということも、これから情報を取りながら進めていきますので、その辺につきましては、今後契約を詰める段階で整理をしていきたいというふうに考えています。

最低でも6カ月程度は現在貸している方にそのまま不利益がないように貸してあげてほしい旨の、まずそうした相手方の意見として、そうした意見を聞いたという段階でございます。

○川原田英世委員 わかりました。

見えていない部分が多かったものですから、いろいろ質問させていただいたのですが、あの土地、あそこ含めて非常に寂しい状況になっている。

やはりすぐにでも使えるものがあれば使ってほしいという、ビジョンが示せればとは思っているのですが、今回の一つを契機に、市のほうからも振興組合のほうにこういった条件を整えていきますので、こういった使い方はどうでしょうかというようなアプローチを含めて進めていただきたいなと思います。

よろしくお願いします。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議案第2号平成27年度網走市市有財産整備特別会計補正予算について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではここでまだ続きがあるのですけれども、昼食のため休憩を取りたいと思います。

再開は1時といたしますので御参集願います。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○渡部眞美委員長 それでは午前中に引き続き再開をいたします。

議案第7号網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について説明を求めます。

○大島昌之総務課長 網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の概要につきまして御説明を申し上げます。

議案資料30ページ、資料2号をごらん願います。

初めに1. 趣旨でございますが、いわゆる番号法に規定する事務以外に、市が個人番号を独自利用するとき及び市の行政機関内において、必要な限度で特定個人情報を提供するときには条例により定める必要があることから、当該条例を制定しようとするものでございます。

次に、2. 内容でございますが、第1条は条例の趣旨について、第2条は用語の定義について、第3条は市の責務等について、第4条は個人番号の利用の範囲等について、第5条は特定個人情報との提供等について、第6条は委任についてをそれぞれ規定しようとするものでございます。

次に、別添についてでございますが、議案第7号のとおり、別表第1は市が独自に個人番号を利用する事務を、別表第2は独自利用する事務と利用する特定個人情報を、別表第3は実施機関内での特定個人情報の提供についてそれぞれ規定するものでございます。

なお、本条例の施行期日につきましては、3. 執行期日に記載のとおり、平成28年1月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 10月からそれぞれ郵便局から通知カードが届けられているというふうに思うのですが、今現在通知が全部住民に届いたのかどうか、相手先がわからないとか、あるいは市に返還されてくるというようなことがあるのではないかと思います。その辺の実態はどうなのかかわかればお答えいただきたい。

○児玉卓巳税務課長 マイナンバー、個人番号通知カードの郵送の状況でございますが、11月26日現在で配達総数が1万8,537件、そしてそれに対する受け取り数が1万6,649件で、率にすると90%となっており、返送された郵便数が1,888件約10%となっ

てございます。

○松浦敏司委員 要するに本人に戻ってきたものが1,888件ということですから、本人には渡っていないということだというふうに思います。

全国的にも相当数、相手先がわからない、不明だとかあるいは中には拒否する人もいますし、一定期間郵便局に、1週間程度ですか、預かるけれども、それが過ぎたら市のほうに戻ってくるというようなことだと思うのですが、年内にこれは全ての住民に通知カードが届く予定なのでしょうか。

○児玉卓巳税務課長 すみません。1点訂正ですけれども、11月26日現在での件数をお話しました。さらに12月4日現在の返送された1,888件に対する対応ですけれども、そのうち来庁された方にお渡しした件数は425件、再度依頼があつて、郵送で送ったものが11件、転居登録等がありましたものが70件とありまして、最終的に565件をお渡ししましたので、12月4日時点では差し引き1,323件7%が市役所で保管している件数になります。

それで、年内に全件をまた再度配達できるのかということですが、こちらからお預かりしているという御案内は年明けに行う形で、市役所で保管しているということは、もう郵便局経由で連絡していますので、基本的には3月末まで市役所のほうではこれを保管する予定でありますけれども、その間に年明けで、夜間の窓口等も検討しておりますけれども、年内にすべての方にお渡しするという状況にはないかと思えます。

○松浦敏司委員 なかなか大変だというふうに思います。

それでこの通知カードは基本的に多くのところに届いているのですが、実際にそれに基づいてマイナンバーを作成したというのは現在どのぐらいあるのでしょうか。

○児玉卓巳税務課長 個人番号カードの申請を11月2日から窓口を設置しております、12月8日現在ですけれども合計で187件の方が市役所に来られて申請手続をされております。

そのほかに直接郵送で申し込まれている方の数は把握できませんので、現在市役所で把握できる件数は187件でございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

その状況を踏まえて、個人番号について若干質問したいのですが、この3条の中で、2行目に「必要な措置を講ずる」という文言があるのですが、この

意味はどのような意味を指すのか伺います。

○大島昌之総務課長 この第3条では市の責務ということで規定しておりますが、市の責務といたしましては、その市が独自に個人番号を利用するということが最も必要になってくると個人情報保護の観点から取り扱いを適正に確保するようなことで、市の責任としてうたわれている状況でございます。

○松浦敏司委員 個人情報保護というのはわかるのですが、実はこのマイナンバーは個人情報が漏れるだろうと、多くの専門家も含めて懸念を持っている制度だと私は思っています。

それで実は、私たちの子どものころは、男性と女性しかいないというふうに思っていたのですけれども、やはりその後いろいろな性同一性障がいということが明らかになって、今ではいわゆる国内においてもパートナーとして認めるという行政区も出てきているというように、多様な形があるというふうに思うのです。

そういう中で、このマイナンバー制度の中で、性同一性障がいの人の中で、非常に心痛めるといいますか、この通知が来て性別が書いてあると。戸籍上の性別と実際のその人本人の認識の全く逆にあるという中で、既にこういった状況の中で退職をせざるを得ないような状況に追い込まれ、アルバイトをするのもできなくなったという事例も実は大量ではありませんが、一定数出てきているというような状況で、このマイナンバーによる状況というのは非常にそういう意味ではプライバシーを侵害するようなことも実は全国的に起きているというふうに思っています。

国では今後この利用の状況というのはさまざまな形で考えているようです。

メタボ健診だとか、あるいは2017年からマイナポータル運用開始とか医療だとか予防接種など、そして2018年には金融機関での口座に番号をつけるというようなことも言われているということで、世界の動きの中ではこのマイナンバーというのは一元化しないということで、逆に特定のものしかマイナンバーを使わないというような流れになっているという時に、なぜか我が国は一元化していくということでありまして、非常に私は問題があるというふうに思っています。

国や行政、国税庁にとっては非常に便利な制度のようだけれども、国民にとっては何1つメリット

になるものがないというふうに思っていて、そういう意味では、国の方向に基づいて、マイナンバー制度に基づいて、行政がこういう形で条例を制定するということでありますけれども、私どもとしてはそういう意味ではマイナンバー制度については凍結あるいは中止すべきだというふうに考えている立場でありますので、この条例制定について、議案第7号については反対せざるを得ないということであります。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○井戸達也副委員長 ここは国における部分でございますので、市としては条例を制定してきちっとした整理をしていくのだというものでありますので、これは賛成したいと思います。

○渡部眞美委員長 他の方の御意見ございますか。

ただいま松浦委員のほうから賛成しかねるという御意見と、あとその他の皆さんは賛成ということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第7号については、大方の賛成者をもって原案可決すべきものと決定をしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○渡部眞美委員長 続きまして議案第8号議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、理事者の説明を求めます。

○小松広典職員課長 議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定概要について御説明申し上げます。

議案資料31ページ資料3号をごらん願います。

初めに、条例改正の趣旨でございますが、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成24年8月に公布され、その一部の規定が施行される政令が公布されたことから、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、本条例による年金たる補償及び休業補償について、同一の事由により他法令による社会補償給付が支給される場合に調整を行いますが、生涯共済年金及び遺族共済年金については、厚生年金として調整するよう改めるものでございます。

施行期日につきましては、交付の日から施行し、

平成27年10月1日から適用しようとするものでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 この改正によって、どのような影響が出るのか伺いたと思います。

○小松広典職員課長 今回の改正につきましては、対象となる法律の名前が変わるだけですので、一切影響は出ません。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければお諮りをいたします。

議案第8号議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定をしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように報告させていただきます。

○渡部眞美委員長 続きまして議案第9号網走市税条例の一部を改正する条例制定について、説明を求めます。

○児玉卓巳税務課長 議案第9号網走市税条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案資料36ページ資料4号をごらんいただきたいと存じます。

初めに改正の趣旨でございますが、地方税法等の改正に伴い市条例の関係部分について、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容でございますが、1点目から5点目までは市税の徴収の猶予及び換価の猶予につきまして、地方税法に条例委任事項が設けられたことに伴いますもので、1点目は徴収の猶予をする場合の分割して納付納入する方法について、2点目は徴収猶予申請手続等について、3点目は職権による換価の猶予の手続等について、4点目は申請による換価の猶予をする場合の手続等について、5点目は担保の徴収を不要とする基準について、それぞれ関係規定を整備しようとするものでございます。6点目は個人市民税の課税標準の算出について、7点目は各種の申請等に記載しなければならない事項の追加について、8点目は減免申請書の提出期限の変更について、それぞれ関係規定を整備しようとするものでございます。9点目から12点目までは固定資産税のわ

がまち特例として課税標準の特例措置を定めようとするもので、9点目は都市再生特別措置法に規定する公共施設等のように共する家屋及び償却資産について、10点目及び11点目は津波防災地域づくりに関する法律に規定する協定避難施設にかかる家屋及び償却資産について、12点目は高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービスつき高齢者向け住宅について、それぞれ課税標準の特例の割合を定めようとするものでございます。13点目はたばこ税にかかる条項の削除について、14点目は地方税法等の一部改正等による条項の整理をしようとするものでございます。

本条例の施行期日及び経過措置につきましては、議案資料38ページから45ページに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 1から5までは新たに付け加わるということだというふうに承知しています。

それで7番目の関係ですが、これは個人番号または法人番号を追加するというような文言が入っていますが、これはマイナンバー制度にかかわって、これが入るというふうに認識してよろしいでしょうか。

○児玉卓巳税務課長 そのとおりでございます。

○松浦敏司委員 この部分については、先ほど前段で議案第7号の中で言ったように、私どもはこの部分については賛成できないということです、この部分については反対というふうに表明したいというふうに思います。

それから、9番目、10番目、11番目というのは当市に対象となるところがあるのかどうかを確認したいと思います。

○児玉卓巳税務課長 固定資産税のわがまち特例の部分でございます。

まず9点目につきましては、網走市には対象となる地域及び施設がございませんので、今現在は影響ないと考えております。10点目及び11点目につきましても、現時点では対象となる協定避難施設がございません。12点目は高齢者のサービス付住宅ですので、これは過去にも対象となる施設がありましたし、今後も予定として対象となる施設が出てくると考えております。

○松浦敏司委員 その辺はわかりました。

13番目のたばこ税の税率の特例の廃止というのが

ありますが、これは具体的にお話いただきたいと思っています。

○児玉卓巳税務課長 たばこ税につきましては、現在紙巻きタバコの中で、旧三級品とされておりますエコー、わかば、しんせい、ゴールデンバッド、ヴァイオレット、うるまの6つの銘柄につきましては税率が約半分に軽減されております。

これが来年、平成28年から段階的に4年間かけて特例措置が廃止され、本則の税率に戻されることから関係する規定を削除するものでございます。

○松浦敏司委員 それはわかりました。

そうすると、本則に戻るということは1箱105円の半分だったのが、今度は本則になるということで、そうするとたばこは、いわゆる三級品と言われている6つの種類は、結果として価格が上がるというふうになるのでしょうか。

○児玉卓巳税務課長 来年から4年間かけて段階的にたばこ税そのものは上がっていきますので、その部分が価格に転嫁されて、結果的には小売価格は上がるものと予想されます。

○松浦敏司委員 わかりました。

それで、市に入るたばこ税の収入はそのまま、たばこをやめる人がいなければ、市に入るたばこ税はふえるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○児玉卓巳税務課長 おっしゃるとおりで、この6銘柄にかかるたばこの本数が減らない限りは、たばこ税が4年間かけて、この6銘柄に関する税額分については約倍になるということに、単純にはそういう計算になります。

○松浦敏司委員 その辺確認できました。ということで、議案第9号については一部を、マイナンバーの部分については賛同できないということを表明したいと思います。

○工藤英治委員 7番の「各申請等」に「法律に規定する個人番号又は法人番号」を追加する。

これは、番号を入れなかったら絶対に発行しないということですか。

○児玉卓巳税務課長 7点目の改正につきましては納税をされる方からの届け出の書類に記載していただく事項の追加なのですが、現在、仮にマイナンバーを記入しないで提出された場合についても、書類の受け取りはしますし、それに対する罰則規定はございません。

○工藤英治委員 ナンバーを書かなかったからといっても発行はされるということですか。

○児玉卓巳税務課長 7番の規定は、行政庁に出していただく書類に記載するということの追加ですので、例えば市役所から何かを発行する際のマイナンバーを規定するというものではないのです。

○工藤英治委員 申請するときに番号を書きなさいということでしょうか。

その番号を書かなかった場合、受理されますか。

○児玉卓巳税務課長 申請書類に番号の記載がなくても受理をいたします。

○工藤英治委員 それからもう1つ、例えば本人が行けない場合、ルールは今までと同じルールでいいのですか。

○児玉卓巳税務課長 本人が来られなく代理の方が来られる場合は、代理人の方の本人確認ができる書類、そして本人からの委任状、そして本人の本人確認ができる書類とマイナンバーが確認できる書類、それらが手続としては必要になってまいります。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松浦委員のほうから7番の項目に対して反対ということですので、議案第9号全体について反対ということで、他の皆さんは賛成ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは議案第9号網走市税条例の一部を改正する条例制定については、大方の賛成者をもって原案可決すべきものと決定をいたします。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部眞美委員長 続きまして議案第10号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○児玉卓巳税務課長 議案第10号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について、御説明を申し上げます。

議案資料65ページ資料5号をごらんいただきたいと存じます。

初めに、改正の趣旨でございますが、地方税法等の改正に伴い、市条例の関係部分について、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容でございますが、1点目は都市計画税のわがまち特例として都市再生特別措置法に規定する公共施設等のように供する管区について、課税標準の特例措置の割合を定めようとするものでございま

す。2点目は地方税法の一部改正による条項の整理であります。本条例の施行期日及び経過措置につきましては、資料65ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 この条例改正ですが、これに対象となるものは当市にはあるのでしょうか。

○児玉卓巳税務課長 対象となる施設はございません。

○松浦敏司委員 ないけれども、地方税法の改正によって、付け加えなければならないということで提案していると、こういうことで押さえてよろしいですか。

○児玉卓巳税務課長 現時点ではございませんけれども、将来的にはという可能性もありますので、地方税法に沿って規定しております。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議案第10号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第12号網走市営牧野条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○川合正人農政課長 議案第12号網走市営牧野条例の一部を改正する条例制定につきまして、御説明申し上げます。

議案資料73ページから74ページの資料7号ごらん願います。

改正の趣旨につきましては、市営美岬牧場の市外利用者にかかる利用料金について、平成23年3月に締結しました定住自立圏の形成に関する協定に基づき、同行政を締結した市町村を適用除外しようとするものであります。

内容につきましては、網走市民以外が保有する家畜の利用料金についての規定を追加することとし、あわせて定住自立圏の形成に関する協定を締結している市町村は除くものと規定するものであります。

なお、この条例の施行期日は平成28年4月1日より施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 平成23年に定住自立圏が結ばれているということで、それから4年経っているというのですが、なぜ今の時期なのか。もっと早くに大空町を除外するというふうなことがあってもいいのではないかと思います。その辺の事情はどのようなことでしょうか。

○高井秀利企画調整課長 大空町では3年に1度の各施設の使用料の手数料の見直しを行うということで、それが本年になっているのですけれども、その際に、これまでの懸案事項であった公共施設料金の使用料・手数料等のフラット化ということを検討したいということで、お話いただきました。

その際に、網走市の公共施設で市外料金を設けている施設がないかということを庁内で調査をしたのですけれども、その際に市外料金を設定されていたのがこの施設だということで、この施設を市外料金をなくすということでしたと思っています。

大空町の施設のほうでも、12月議会のほうで条例改正をするということでお聞きしておりまして、大空町の施設がかなり町民外料金があったのですけれども、その料金をなくすという方向で各種施設、21施設ほど町民外料金をなくすということでお伺っております。

以上です。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

無いようですので、議案第12号網走市営牧野条例の一部を改正する条例制定について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第13号市道の路線認定及び廃止について説明を求めます。

○高橋勉土木管理課長 議案資料75ページ、資料8号をお開きください。

議案第13号市道の路線認定及び廃止について、御説明いたします。

認定する路線は、平和停車場線及び台町大通東線の2路線で、廃止する路線は平和停車場線一路線で路線の延長、敷地、幅員等は記載のとおりでございます。

認定廃止の理由でございますが、路線番号9平和

停車場線は一部の未活用区間を廃止し、再認定するものです。

また、路線番号702台町大通東線は津波避難路として整備される階段を歩行者専用道路として新たに市道認定するものです。

次ページ以降には、市道認定廃止路線の位置図を添付しておりますので御参照願います。

説明は以上です。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

無いようですので、議案第13号市道の路線認定及び廃止について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をさせていただきます。

請願審査に入るのですが、農政課長が退席のため、ここで暫時休憩をいたします。

午後1時35分休憩

午後1時36分再開

○渡部眞美委員長 再開いたします。

それでは、請願1件、陳情3件について審査に入りたいと思いますが、最初に継続案件の陳情第4号につきまして、12月4日、取り下げ願いが提出されていますので、委員会として、陳情第4号について、取り下げ願いを承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

陳情第4号については、安保関連法案の廃案を求める意見書提出の陳情については、取り下げ願いを受理したということを決定させていただきます。

○渡部眞美委員長 では、請願第7号安保関連法（戦争法）の強行採決に厳しく抗議し、廃止を求める意見書の提出を求める請願について審査に入りたいと思います。

○松浦敏司委員 この安保関連法案は請願前文にありますように、9月19日に強行採決がなされたということでもあります。

この関連法については、憲法学者の9割以上が違憲だというふうに言っていますし、日弁連も違憲だと言っていると。それから歴代の内閣法制局長官も数名、違憲だと言っておりますし、最高裁判所の判事、あるいは中には最高裁判所の長官も違憲だというようなことも言っています。

今なお6割を超える国民は、この法律には反対し

ているということでもあります。

言うまでもなく、国際的に今アメリカも含めてイスラム国との戦いということで、イギリスやあるいはフランスそういった国々もテロに対しては空爆で答えるというようなことで、泥沼化しているという状況に今なっているといっていると、そんなときにこの法律が施行され、この前文にもありますように、現実の脅威というものが、南スーダンへ派遣されている自衛隊が駆けつけ警護を始めることになりうるというような状況。これまで70年間、我々日本国民は戦争をしないとして、殺し殺されることがなかったということであったのが、今回のこの法律によってその脅威が出てきたということだというふうに思います。

中東の専門家なども発言していますけれども、軍事力でこのテロリストを排除することはあり得ないというふうに言われているように、今、安倍首相がやろうとしているこの戦争法というのは、まさにそういったテロリストたちに対しても非常に刺激を与えるような中身になっているというふうに思いますので、この安保関連法案の強行採決に抗議して、そしてこの法律を廃止してくれということなので、ぜひこの請願は採択すべきだと思います。

○工藤英治委員 日本国憲法と照らし合わせて、今松浦委員の言われたことは、大変重たいものと受け止めざるを得ないところでございます。

しかし今、世界の流れの中で力の付近とそういったことを含めて、日本の今置かれている現状、例えばサンゴの密漁がございました。そして東シナ海の漁場の問題。そのほかの問題もございます。また南シナ海においての問題も日本にとっては、大変憂慮すべきような状況が進んでいるのも現実でございます。

決して日本人は戦前の浮かされたような、行け行けどんどんの中に国民は参加した。その反省のもとに立っていると思います。

しかし、だからといって、今の世界の現状の流れの中で、何年前かお金だけを出して大変批判された時期もございます。そんな流れの中で最低限日本が世界の平和のために寄与することで、妥協しうる最低限の法案と私たちは思っております。

決して戦争法案という形ではないと踏ん張っているものと私たちは思っておりますので、この請願7号に対しては賛成しかねます。

○佐々木玲子委員 私もこの請願に関してはいろいろ

ろ思いというものは確かにある。まだ国民の理解が不十分だということは、私もこれまでも申し上げてきました。そういうところでは、これからまだまだ説明はしていかなければならないだろうと。しかし、この安保法案については、一部の野党やマスコミが主張しているような、いわゆる戦争法ということではなくて、むしろその逆で、戦争を起こさせないための法制だと理解をしております。

そしてこの法制の目的は、かつてとは異なり、社会情勢、また安全保障環境の中、非常に厳しさをましております。

そういう意味で、日本と国際社会の平和と安全を守ることにあるわけです。

そういうことで、平和憲法の手精神を守って、専守防衛を堅持する形で、今回のこの安全法制というのはまとまったと思っておりますので、これからも自衛隊の活動がむやみに拡大しないよう歯止めをしっかりかけていけるものとしっかり理解をしておりますので、今回のこの請願に関しては賛成をしかねます。不採択と考えています。

○渡部眞美委員長 他の委員の皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

○川原田英世委員 松浦委員のほうからいろいろと話があったとおりだと私は考えておりまして、説明不十分が8割を超えているということは明確であります。

何よりも国民が理解されていないものが強行採決されたということ、それ自体が非常に大きな問題であるというふうに私は考えておりますので、この請願は通すべきだというふうに考えております。

○渡部眞美委員長 志誠会の皆さんは工藤委員の御意見と同じということでよろしいですか。

今それぞれの会派、もしくは委員の皆さんから意見をいただいたところでございますけれども、それに対して何か委員間の中でございますか。

○松浦敏司委員 委員間で討論したいというふうに思うのですが、先ほど工藤委員のほうから南シナ海や東シナ海の話もございました。

ただ、今、安倍内閣がこの安保関連法の中で考えているのは、そこを想定しているのではないのです。いろいろな言い方をしていますが、結局のところ先ほども言いましたけれども、今一番の問題になるのは、南スーダンに行っている自衛隊の人たちは、この法律に基づいて、先ほども言いましたけれども、駆けつけ警護という形で、米軍と一緒に戦闘地

域のすぐ側というふうに、後方という言い方をしているけれども、事実上戦場地域なわけです。

そこにまずこの法律の目的というのは、そういった地域を指しているのです。決して中国の脅威とか、あるいは北朝鮮の脅威と言ったもので、この法律ができていないわけではないということは明らかなので、そういう意味では、先ほど工藤委員から言われたような、そういう意味での安全、安保関連法ではないというふうに私は思っているのですが、その辺での認識は違うのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○工藤英治委員 それぞれの思惑あるかと思いますが、全部を言い切れるかといったら、国会でも何カ月もかけてやっても、みんなが同意できるものが出るわけではなかったと同じように、ここで今何分間、松浦委員と議論しても、お互い納得する答えはでないかと思いますが、戦前やはり日英同盟、この解除において、いろいろなことがありますけれども、日英同盟を破棄したことによって、日本が戦争に突入した事実は大きいと思います。

今、一国で世界の平和を守れる、そういう時代じゃないということ。それにはやはり日米同盟をしっかりと認識した上で、私たちは行動していくべきと思っております。

その中の1行、1ページだと思っております。

○渡部眞美委員長 ほかに御意見はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、請願第7号安保関連法（戦争法）の強行採決に厳しく抗議し、廃止を求める意見書の提出を求める請願については、意見の一致を見ないため、閉会中継続審査とすることを報告いたしますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように報告させていただきます。

○渡部眞美委員長 続きまして、陳情第9号TPP大筋合意の撤回を求める意見書提出に係る陳情について、審査に入りたいと思います。

○川原田英世委員 意見書にあるとおりですが、国会で決議されたものに対して、今回示された大筋合意は残念ながら、その国会決議を守られたといいがたい状況であったと思います。

TPPに関してはさまざまな考え方、御意見等があるのだとは思いますが、事前に国会で大筋合意さ

れる前に、実際に決議があったものに対して、それが守らなかったということは言語道断であり、この意見書を出すのは当然のことだと言うふうに考えております。

○渡部眞美委員長 他の委員の方。

○松浦敏司委員 私どもは今回のTPPの大筋合意というのは、国会決議を明らかに違反するものだと思います。

重要5品目については、言うまでもなく、引き続き再生可能となるよう除外または再協議の対象とすること。10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め、認めないことと、このように明確に言っているのです。

さらに重要なのは、濫訴防止策等を含まない。国の主権を損なうようなISD条項、これは合意しないことと言いますが、これにも合意しているということで、そしてこの15品目以外にも相当数、当初予定していたよりもこの大筋合意の中で品目がたくさん入っているということで、明らかにこれは国会決議違反だというふうに思いますので、陳情9号については、特にこのオホーツク管内というのは畑作3品ということで、その3品の1品でも崩れると輪作体系がとれなくなるという重要な問題を抱えていますので、そういう点でも、これはオール網走の声として、TPPこれまでもこういった請願陳情には議会として意見書を上げていますように、今回についてもぜひ上げるべきだと思います。

○佐々木玲子委員 これに関しましては、ちょっと文言の表現に違和感を感じるころはないのですが、本当にTPPの問題としては、北海道そして網走にとっては重要なことですので、この意見書には賛成したいと思います。

○立崎聡一委員 この陳情についてですけれども、まず、過去からずっと私たちがとってきた姿勢というのは、一応TPPの反対ということで、形をとってまいりました。

一応うちの会派としても、ここはやはりそこを通すべきであろうということで、賛成という立場で述べさせていただきたいなというふうに思いました。

○渡部眞美委員長 各会派の皆さんから採択すべきという意見で一致をしましたので、この陳情第9号TPP大筋合意の撤回を求める意見書提出に係る陳情については、全会一致をもって採択すべきものとして決定をしたいと思っておりますよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

意見書についてですが、次の陳情第10号を審査した後に、休憩をとって確認をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、陳情第10号沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建築の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書の採択を求める陳情について、審査をしてまいりたいと思います。

○松浦敏司委員 この陳情を読ませていただいて驚きです。

特に3のところで「移設に反対する立場の一部区民の声を報道し」というようなことであります。しかし本当にそうかと。この間の沖縄の昨年の10月の知事選挙、そして昨年の12月の総選挙、ここでいわゆる辺野古に移設するというのに反対の知事、反対の衆議院の候補者が全員当選するという。これは明確に意思があらわれているというふうに思います。

普天間の飛行場は確かに世界で一番危険な飛行場と言われています。であるならば、なぜそこを撤退しないのかと。なぜ新しい基地がない限り、その普天間の基地を除去しないのか、これ全くおかしい話です。

よその国の土地を強制的に取り上げた普天間の基地を危険だからそこをやめると言うならば、新たな空港を求めるなどということはあってはならない。

そういう意味で、辺野古に移設するというのは、結局のところ新たな軍事基地を、それも200年以上も耐えられるような基地をつくって、その基地の拡大にしかないというふうな状況からすると、この陳情の中身は明らかに違っているという点で私はこれは不採択、採択すべきでないというふうに思います。

○渡部眞美委員長 他の委員の皆さんはいかがでしょう。

○佐々木玲子委員 松浦委員は賛成できないという御意見でしたけれども、私は改めてこの陳情の全文と陳情の理由を読みまして、本当にそのとおりだなと、本当にこの、例えば今松浦委員がおっしゃった「移設に反対する立場の一部区民の声を報道し」とこれは本当に反対の立場の人たちばかりがクローズアップされていて、ほかの方たちがどう思っているかということを報道されてないということは、本当

に報道の片手落ちだなと思ひまして、実際に反対ではない人の声もあるということも伺っていますし、実は今の翁長知事も県議時代には賛成の立場だったということも伺っております。

そういう意味で、この陳情の理由というところを読みますと切実な思いが網羅されているなと思いますので、私はぜひ採択すべきだと思っております。

○渡部眞美委員長 ただいま松浦委員のほうから不採択、佐々木委員のほうからは採択すべきという御意見が出たところでございますが、他の会派の皆さんの御意見はいかがでしょう。

○工藤英治委員 本当に沖縄の人たちには大変な御苦労の時代をずっと与えてきて、沖縄だけが我慢すれば日本が平和になる。決してそれは沖縄に甘えることなく、私たちは考えていかなければならないと思います。

しかるに私たちが平和を享受するにはさらに多くの平和を沖縄の人たちに与えなければならない。

しかし、今の国情を考えると、本当にギリギリの中で名護市議会の方々が決断なさったことに対して、私たちは感謝の意を持ちながら、この請願に関してはなんとか通していただけたらと思います。

○川原田英世委員 先ほどからお話に上がっているように、オール沖縄県民全てが辺野古先移転に反対しているかのような歪んだ報道等あるのですが、両方の意見があってしかり、当然なわけでありまして、またこの陳情の頭分ですが、米軍基地の整理縮小、もちろん負担軽減を求めるということで賛同できるのですが、その前の同列で並んでしまっている代替施設の早期実現。沖縄の普天間飛行場代替施設建設の早期実現。これはどうも私の中では同時に並んでしまっている時点で、これは通すということにはならないのではないのかなというふうに思います。

沖縄の中で、もちろんいろいろな声がある中で、この網走の議会としてそれを発信するよりも、しっかりともう少しこちらで議論して、しっかりと沖縄をサポートできるような意見を上げるべきだと思いますので、この内容で上げるべきではないのかなというふうに考えます。

○渡部眞美委員長 各会派のみなさん、各会派ごとに同じ意見ですね。

それでは陳情第10号につきましては、意見の一致を見ないため、継続審査とすることに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのようにさせていただきます。

先ほどの陳情第9号についての意見書ができておりますので、今配付をしていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時59分休憩

午後2時00分再開

○渡部眞美委員長 それでは再開いたします。

ただいまお手元に先ほどの陳情第9号T P P大筋合意の撤回を求める意見書案につきまして、お手元に御配付のとおりであります。これを本会議に上程することでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定をさせていただきます。

以上で請願及び陳情についての審査を終了いたします。

次に17番のその他でございますが、理事者側から2016網走の冬季イベントについての発言がございますので、ここで理事者入れかえのため暫時休憩をしたいと思います。

午後2時01分休憩

午後2時09分再開

○渡部眞美委員長 それでは再開いたします。

お手元に資料が配付されておりますので、2016網走の冬季イベントについて、理事者より説明を求めたいと思います。

○伊倉直樹観光課長 2016網走冬季イベントについてですが、過日開催されました各イベントの実行委員会で決定した内容につきましてお手元の資料に基づき説明をいたします。

初めに、流水まつりの関係でございます。

資料1をごらんください。

第51回網走オホーツク流水まつりについてですが、流水まつりについてはメイン雪像の製作体制について変更になりますことから、その部分を中心に説明をいたします。

網走オホーツク流水まつりにつきましては、ことし2月半世紀第50回という大きな節目を迎え、これまで最大規模のメイン雪像の製作やプロジェクションマッピング、記念花火などにより多くの来場者が集う記念イベントとして盛り上がりを見せ成功のうちに終了できたと思っております。

そんな中、長年メイン像のデザイン、制作指導に尽力された井上利則さんと製作を担っていただいた

塩川建設が第50回という節目を機に勇退をされたことで、メイン雪像の製作について実行委員長等と協議を重ねてきたところでございます。

種々調整を重ねた結果、第51回からは以前メイン雪像の製作やデザインに携わった経験を持つ網走市立美術館の古道谷館長にデザインと総指揮を担ってもらうとともに、製作については株式会社タナカに担っていただき、新たなスタートを切ることとなりました。

今回のデザインは、博物館網走監獄が保存公開している旧網走刑務所建築物、2群8棟を含む10件の建造物が国の重要文化財に指定されることもあり、網走刑務所をモチーフにしたものに決定したところでございます。

メイン雪像につきましては、資料に記載のとおりですが、今回は形状を見直し、レリーフ調に仕上げる予定をしております。

詳細は資料に記載のとおりでございますが、このほか一般政策団体の雪像や氷像、各種イベントは従前どおり行う予定をしております。

なお、期間中のアトラクションなどにつきましては、今後新たな展開など工夫をしながら集客に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、あったか網走の関係です。

資料2をごらんいただきたいと思います。

平成12年から網走湖及び呼人浦キャンプ場を会場として冬季ロングランイベント、北の新大陸発見あったか網走が開催されてきましたが、実行委員会での検討の結果、時季のイベントにつきましては場所内容を見直して開催することとなりました。

イベントの名称があったか網走流水絶景スライダー、開催期間は年明け1月30日～3月13日までの44日間を予定していますが、状況によってはプレオープンや期間前の終了も考えております。開催場所は天都山展望台・オホーツク流水館の敷地内です。内容は、オホーツク海を埋める流水と知床連山というダイナミックな絶景を見ながら、全長60メートルの巨大滑り台をチューブで滑走するとともに、2レーンの氷の滑り台、馬そりを中心としたアクティビティ、週末などのイベントの開催、写真スポットとして巨大雪だるまやかまくらを設置するものでございます。会場図は次のページに概略を示しておりますが、滑り台系は建物の海側にある法面を利用し、馬そりは網走湖側通路と旧流水館跡地の絶景ポイントを周遊するコースを予定しています。

事業の運営についてですが、会場設営とイベント管理はオホーツク流氷館を運営している株式会社網走観光振興公社へ。馬そりについては、これまで同様、澤口さんをお願いすることにしております。

イベントの概要については以上でございますが、引き続きましてこれまでのイベントの内容から変更に至った実行委員会での経過を御説明申し上げます。

前段でお話ししましたが、北の新大陸型あったか網走は実行委員会の主催により、平成12年からスノーモービルなどのアクティビティ、湖上イルミネーションなどを中心に開催されてきましたが、近年旅行者ニーズなどの環境変化や他エリアでの類似イベントの開催などにより、イベントの総体的な魅力が低下してきているとともに、パッケージ旅行で移動される旅行者のホテルへの到着が遅くなる傾向にもあり、夜も含め集客状況は減少してまいりました。

またここ数年は、湖面結氷の遅れによる開催期間の短縮。結氷後の湖面状態の悪化に加え、頻発する暴風雪。特に今年2月の開催においては、週末ごとの暴風雪により、事業収入が大幅に減少し、実行委員会の財務状況は大幅な収支不足を起こす状況となりました。このほか、北網地域活性化協議会からの助成金の終了などによる収入の減少に加え、開催費用についても会場設営については大半で仮設工事があることから、固定費の占める割合が高く、近年の状況から見てさらなる収支の悪化を招くことが十分想定されることから、今後のあったか網走の継続の有無、今後の展開、冬季ロングランイベントのあり方について、前回の北の新大陸発見あったか網走終了後、実行委員長等と私ども事務局で十分な協議を進めてまいりました。協議の中の論点としましては、冬季のロングランイベントは冬季観光の選択肢を確保するためにも一定のイベントについては、必要であるという認識のもと、収支不足を繰り越した上で収支の均衡を保つためにはどのようなイベント開催がよいのかという議論がありました。

その中では、網走湖上で夜間イベントを廃止する見直し案や大曲湖畔園地でのイベント開催、交付金を活用した新たな事業展開など、さまざまな角度からシミュレーションを行い、検討してきましたが、総合的に検証し判断した結果、今シーズンのあったか網走についてはオホーツク流氷館敷地内での氷の滑り台やタイヤのチュービングで天都山のにぎわい創出を図ることが妥当であるということで、12月2

日の実行委員会総会で決定したところでございます。

以上が今季の事業の経過であります。外国人旅行者の伸びが見込まれるなど、環境の変化に対応した冬季ロングランイベントの抜本的なあり方についても今季の開催状況を見据えながら実行委員会として検討していくことになっております。

以上で終わります。

○渡部眞美委員長 今御説明いただきました冬のイベントについてということでございますが、質疑ございますか。

○佐々木玲子委員 ささいなことかもしれませんが、今まで国道沿いで網走湖の縁でやっていた時は夜もライトアップをしていて、あそこを通るときに非常に景観が綺麗で評判もよかったかと思うのです。たしかバルーンも土曜日とか、花火とかもやっていました。それが今度は網走湖のところで見られなくなるというのが非常に残念な気がするのですが、その辺はどのような検討をされたのでしょうか。

○伊倉直樹観光課長 今、お話のありましたように、網走湖上のライトアップ、それから夜の熱気球というのは湖畔に泊まるお客様を初め、道路を通る方々に非常に目についていたということで、その部分は残していきたいという議論もありました。

ただそこを維持するためには、経費が非常にかかるということで、ここ数年の収支の悪化が、まずあるものですから、まずそこを見据えた中での事業展開としては、今回はそこを見送らざるを得ないだろうということで、実行委員会の中での話は結論づけとなりました。

○松浦敏司委員 流氷まつりの関係ですが、メイン像を見ると以前のメイン像よりも小さいのかなというふうに思うのですが、その辺はどのようなのでしょうか。

○伊倉直樹観光課長 今回のメイン像につきましては、お話のありましたとおり、間口が横12.6メートルということです。従来のもの、第50回は記念ということで大きくなったのですが、第49回をベースに考えますと間口が25メートルということで、約半分近くになるということになります。

○松浦敏司委員 メイン像をつくる上でも大変ですし、関係者の御苦労はこれまで本当によく頑張ってやってきたというふうに思っています。

ただ不安なのは、メイン像が半分ぐらいになって

しまうので、その点での、昨年が記念行事で相当インパクトがあったものですから、その差が大きいのでどんな影響を与えるのかなというふうにぼんやりとした不安感みたいなものを持っているのですがその辺はどのようにお考えでしょうか。

○田口桂観光部長 松浦委員お話のとおり、メイン像につきましては、ごらんになっていただければわかるのですが、ステージについては従来どおりの幅にすると。背景にあるメイン像についてはお話のとおり、第49回から比べて小さくなっているというのはそのとおりでございます。これに関しましては、今回、第49回に向かっても少しずつ大きくなっていて第50回が記念ですごく大きくなったという経過もございます、ただ、とは言ってもお客様はことしの2月のものと比べるので、やはり小さくなったという感じを持たれる方も心配をされるところであります。その部分につきましては、先ほど御説明しました制作体制の変更により、やはり技術的な部分というのもありまして、やはりスタッフが変わることによって、本当にこれまでの塩川建設が長年培って、ああいう技術を現場の方が磨いてつくられたという部分もあり、それで制作体制が変わるときにどれぐらいのところまでできるのだろうという議論の中からこのようなサイズになったというところでございます。なので、先ほども御説明しましたけれども、それはそういうマイナス面があるとすれば、ソフト面でのアクティビティなどの集客については、やはり先ほどの説明のとおり工夫しながら新たなものを創出しながら集客については図っていかねばいけないというふうに考えております。

○松浦敏司委員 わかりました。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○川原田英世委員 流氷まつりについてですが、第50回でことし大規模に、プロジェクションマッピングを私も見ていましたが、人気があって人も集まっています、すごいなと思いながら見ていたのですが、先ほどお話あったように今年とは違うなというところでございますが、毎回検討されてきたのだと思うのですが聞かせていただきたいのですが、開催場所について、昔はお一おら号のターミナルがあちらにあって、観光客の動線上にあるからというのがひとつ、人が集まる要因でもあったかと思うのですが、今もうそちらもなくなって、誘導しないと人が行かない場所に今の開催場所はなっていると思うのですが、そのほかの場所を検討されたのかお聞かせいた

だきたいなと思います。

○田口桂観光部長 開催場所について、今お話のとおり、従来はお一ろらの発着ターミナルが今で言う2埠頭にあり、2埠頭に着いて今の場所でやっていると、お一ろらに乗られたお客様がそこで何かやっているということでの入り込みというのは確かにかなりあったというふうに聞いております。今開催場所についても、種々去年あたりから検討はされてはいるものの、なかなか適地というものがないので、一つは川筋をずっと海側に行った港湾の事業用地があるのですが、そこで行えば、お一ろらターミナルの乗船所とも近くなるので、その動線としては集客が多くなるのではないかという議論はありました。ただ、その場所というのが港湾の事業用地なのでテトラポットとか消波工の製品を存置しているという機能もまだ持っているところであるとともに、下が土なのです。なので、そういった部分での製作ですとか、それから溶けたときのお客様の足元の悪さというのは、従前あそこに駐車場があったことがあるのですが、あそこの駐車場から歩いてくると、暖くなったときは水たまりを含めて、ひどい状況になっていたということもありまして、なかなかあそこをそのまま場所としては、今の場所と近い面積なので場所としてはいいかなと思いますが、そこを開催可能にするためのインフラ整備などを考えると、なかなかそうすぐに、あそこにはいいというわけにはいかないというのもありまして、一方ではお一ろらターミナルからの集客も考えるので、ことしあたりの実行委員会の中では、歩いてもそんなに距離はないので、動線を確保して案内をきちんと看板でして、シャトルバスもあるのですけれども歩いても行けるという距離であることから、それらの案内看板などの整備をきちっとして、お一ろらターミナルからの集客も目指すというような実行委員会の中の議論はあります。

○川原田英世委員 ありがとうございます。

去年もこう見ていると、お一ろら号が会場の前で寄って見せるような仕組みもしています。そういうことをことしも続けていただきたいですし、動線を作るというのもそうですね。私もかかわらせていただいていると、会場のサイズが広がり過ぎていて、人のにぎわいが密集したほうがあるのかなというふうにも、プロジェクションマッピングのときに人がたくさん集まるときもあれば、誰もいないような閑散した時間帯もあったりするものですから、今

後ですけれどもそういったところも含めて、場所も含めて、よりよくなるようにこれからも検討続けていっていただきたいなと思います。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

この件につきましては終了いたしますが、その他のその他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもちまして総務経済委員会を閉会いたします。

午後 2 時 27 分閉会
